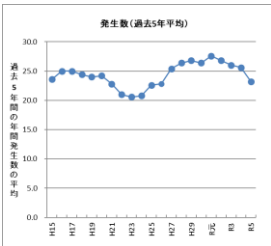
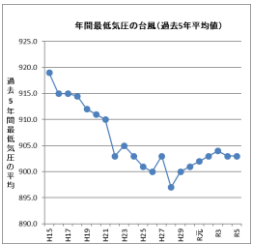
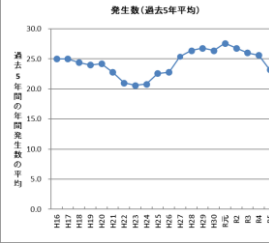
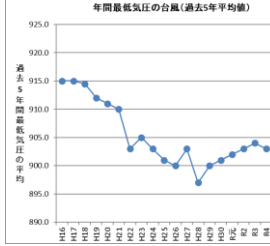
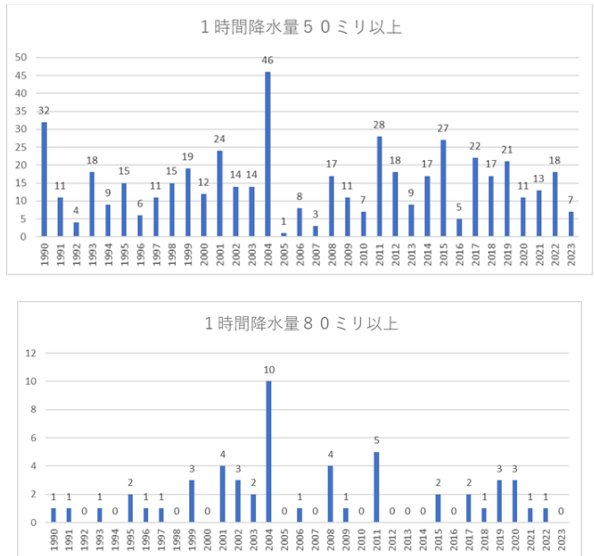
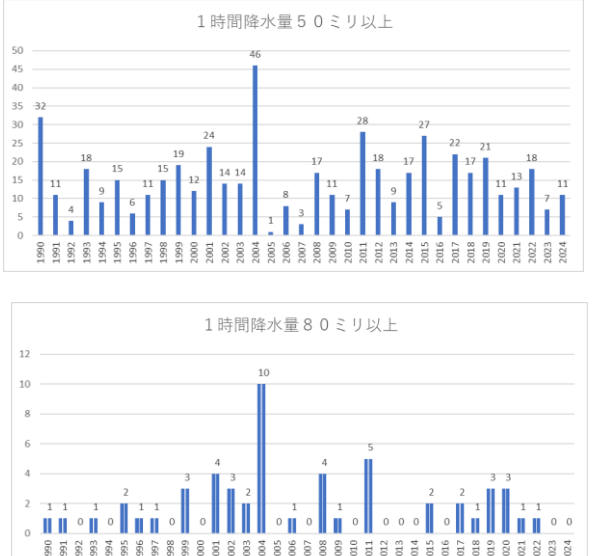
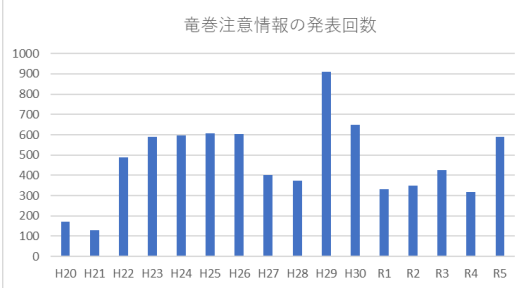
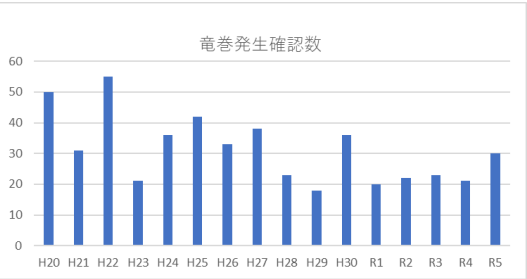
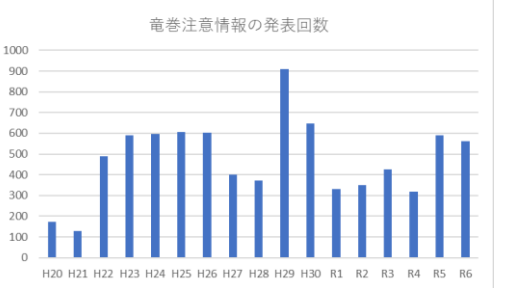
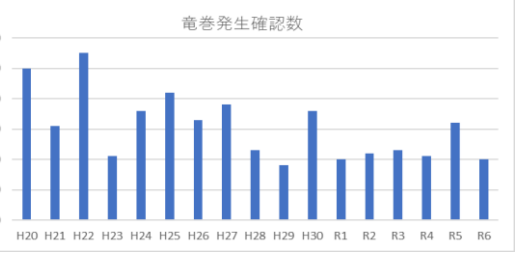
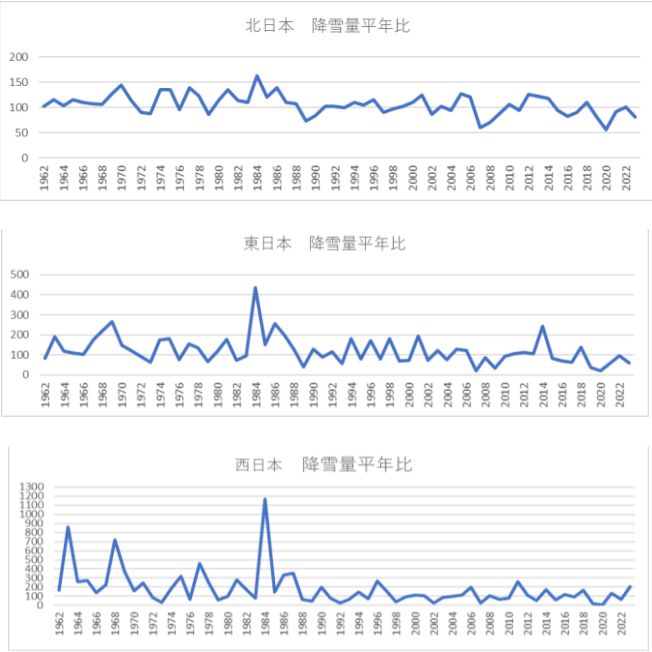
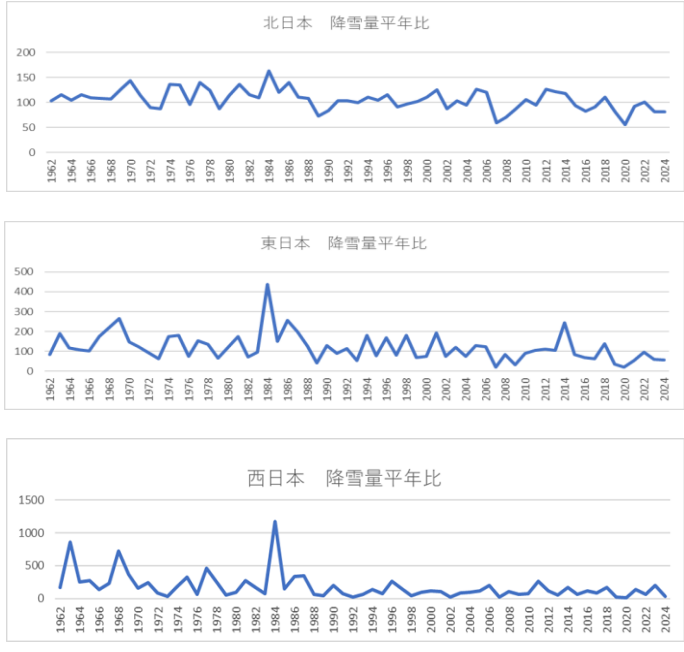


ページ	旧	新																																
31	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第2節 三重県における既往の風水害等の状況 第1項 県内における戦後の主な気象災害</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 236 353 308">2001. 8. 20 ～22 (平成 13)</td> <td data-bbox="353 236 584 308">台風第 11 号による暴風雨 (全域)</td> <td data-bbox="584 236 667 308">1</td> <td data-bbox="667 236 1102 308">台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して1人が死亡した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 371 353 443">2004. 9. 28 ～30 (平成 16)</td> <td data-bbox="353 371 584 443">台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)</td> <td data-bbox="584 371 667 443">10</td> <td data-bbox="667 371 1102 443">本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28日夜から激しい雨が降り出し、29日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者6人、行方不明者1人、海山町で町内を流れる船津川の<b>はん濫</b>により死者2人、松阪市で川に流され死者1人など、大災害となった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 507 353 579">2011. 7. 18 ～20 (平成 23)</td> <td data-bbox="353 507 584 579">台風第 6 号による豪雨 (全域)</td> <td data-bbox="584 507 667 579">1</td> <td data-bbox="667 507 1102 579">台風第 6 号の接近に伴い、18日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった1人が死亡した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 643 353 715">2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)</td> <td data-bbox="353 643 584 715">台風第 12 号による豪雨 (全域)</td> <td data-bbox="584 643 667 715">3</td> <td data-bbox="667 643 1102 715">台風第 12 号は、9月3日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま</td> </tr> </table>	2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して1人が死亡した。	2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28日夜から激しい雨が降り出し、29日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者6人、行方不明者1人、海山町で町内を流れる船津川の <b>はん濫</b> により死者2人、松阪市で川に流され死者1人など、大災害となった。	2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった1人が死亡した。	2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9月3日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第2節 三重県における既往の風水害等の状況 第1項 県内における戦後の主な気象災害</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 236 1249 308">2001. 8. 20 ～22 (平成 13)</td> <td data-bbox="1249 236 1480 308">台風第 11 号による暴風雨 (全域)</td> <td data-bbox="1480 236 1563 308">1</td> <td data-bbox="1563 236 1998 308">台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して1人が死亡した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 371 1249 443">2004. 9. 28 ～30 (平成 16)</td> <td data-bbox="1249 371 1480 443">台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)</td> <td data-bbox="1480 371 1563 443">10</td> <td data-bbox="1563 371 1998 443">本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28日夜から激しい雨が降り出し、29日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者6人、行方不明者1人、海山町で町内を流れる船津川の<b>氾濫</b>により死者2人、松阪市で川に流され死者1人など、大災害となった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 507 1249 579">2011. 7. 18 ～20 (平成 23)</td> <td data-bbox="1249 507 1480 579">台風第 6 号による豪雨 (全域)</td> <td data-bbox="1480 507 1563 579">1</td> <td data-bbox="1563 507 1998 579">台風第 6 号の接近に伴い、18日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった1人が死亡した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 643 1249 715">2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)</td> <td data-bbox="1249 643 1480 715">台風第 12 号による豪雨 (全域)</td> <td data-bbox="1480 643 1563 715">3</td> <td data-bbox="1563 643 1998 715">台風第 12 号は、9月3日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま</td> </tr> </table>	2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して1人が死亡した。	2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28日夜から激しい雨が降り出し、29日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者6人、行方不明者1人、海山町で町内を流れる船津川の <b>氾濫</b> により死者2人、松阪市で川に流され死者1人など、大災害となった。	2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった1人が死亡した。	2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9月3日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま
2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して1人が死亡した。																															
2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28日夜から激しい雨が降り出し、29日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者6人、行方不明者1人、海山町で町内を流れる船津川の <b>はん濫</b> により死者2人、松阪市で川に流され死者1人など、大災害となった。																															
2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった1人が死亡した。																															
2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9月3日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま																															
2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して1人が死亡した。																															
2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28日夜から激しい雨が降り出し、29日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者6人、行方不明者1人、海山町で町内を流れる船津川の <b>氾濫</b> により死者2人、松阪市で川に流され死者1人など、大災害となった。																															
2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった1人が死亡した。																															
2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9月3日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま																															
33	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向 1 台風の発生傾向</p> <p>日本に接近する台風については、発生数そのものは、過去5年間平均は <b>23 個</b> を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることが考えられる。</p> <p>【図表 台風の発生数】</p>  <p>【図表 台風の最低気圧の推移】</p>  <p>気象庁ホームページ「<a href="#">過去の気象データ</a>」を基に作成</p>	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向 1 台風の発生傾向</p> <p>日本に接近する台風については、発生数そのものは、過去5年間平均は <b>22 個</b> を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることが考えられる。</p> <p>【図表 台風の発生数】</p>  <p>【図表 台風の最低気圧の推移】</p>  <p>(気象庁ホームページ「<a href="#">過去の台風資料</a>」を基に作成)</p>																																

ページ	旧	新
35	<p>第1部 総則                      第3章 三重県の特質及び風水害等の状況                      第3節 近年の気象及び災害の傾向                      第1項 近年の気象の傾向                      2 大雨の発生傾向                      【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】                      （上）1時間降水量50ミリ以上 （下）1時間降水量80ミリ以上                      20地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜</p>  <p style="text-align: center;">（津地方気象台からの提供資料を基に作成）</p>	<p>第1部 総則                      第3章 三重県の特質及び風水害等の状況                      第3節 近年の気象及び災害の傾向                      第1項 近年の気象の傾向                      2 大雨の発生傾向                      【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】                      （上）1時間降水量50ミリ以上 （下）1時間降水量80ミリ以上                      20地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜</p>  <p style="text-align: center;">（津地方気象台からの提供資料を基に作成）</p>

ページ	旧	新
36	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>3 竜巻の発生状況</p> <p>気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均約471回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約31件（平成20年～令和5年、海上竜巻を除く）に上っている。</p> <p>三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和5年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。</p> <p>【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和5年）】</p>  <p>※平成20年については、同年3月26日の竜巻注意情報の運用開始から同年12月31日までの約9か月間。</p> <p>※平成22年5月27日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。</p> <p>※平成28年12月15日までは県単位、それ以降は、「〇〇県南部」のように県を1から4程度に区域に分けて発表。</p> <p>【図表 全国の竜巻発生確認数】</p>  <p>※集計対象は、「竜巻」及び「ダウンバースト」又は「ガストフロント」と認定した事例の年ごとの発生確認数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除外。</p> <p style="text-align: center;">（気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>3 竜巻の発生状況</p> <p>気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均約476回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約31件（平成20年～令和6年、海上竜巻を除く）に上っている。</p> <p>三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和6年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。</p> <p>【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和6年）】</p>  <p>※平成20年については、同年3月26日の竜巻注意情報の運用開始から同年12月31日までの約9か月間。</p> <p>※平成22年5月27日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。</p> <p>※平成28年12月15日までは県単位、それ以降は、「〇〇県南部」のように県を1から4程度に区域に分けて発表。</p> <p style="text-align: center;"><a href="#">（気象庁ホームページ「竜巻注意情報の精度について」を基に作成）</a></p> <p>【図表 全国の竜巻発生確認数】</p>  <p>※集計対象は、「竜巻」及び「ダウンバースト」又は「ガストフロント」と認定した事例の年ごとの発生確認数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除外。</p> <p style="text-align: center;">（気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）</p>

ページ	旧	新
37-38	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>4 大雪の発生状況</p> <p>【図表 降雪量の年平均比の推移】</p>  <p>※単位：％ 100より上側が年平均比増、下側が年平均比減。                  (気象庁ホームページ「<a href="#">過去の気象データ</a>」を基に作成)</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>4 大雪の発生状況</p> <p>【図表 降雪量の年平均比の推移】</p>  <p>※単位：％ 100より上側が年平均比増、下側が年平均比減。                  (気象庁ホームページ「<a href="#">過去の地域平均気象データ検索</a>」を基に作成)</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
45	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 (1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、総務部) 県民が<b>本県で想定される</b>風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、SNS等を活用した新たなツール等を通して<b>本県が重視する</b>風水害対策に関する情報等を発信する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 (1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、総務部) 県民が風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページ、マスメディア、SNS、<b>防災アプリ</b>等を通して風水害対策に関する情報等を発信する。</p>
57	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県対本部や関係機関、県外のボランティアネットワークや、<b>全国域で活動する災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</b>等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p>
57-58	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。  ■市町が実施する対策 1 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策 (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図るとともに、<b>災害ボランティア受入体制強化に向けて、市町、市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の連携を図るための支援を行う。</b>  ■市町が実施する対策 1 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策 (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、<b>市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との連携を進めること</b>によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。</p>
67	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）  【担当課】 ・子どもの育ち支援課、<b>子ども福祉・虐待対策課</b>、私学課、教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護課</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）  【担当課】 ・子どもの育ち支援課、<b>児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課</b>、私学課、教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護課</p>
69-70	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） 公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。</p> <p>（中略）</p> <p>(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保（防災対策部） <u>簡易トイレ、毛布、発電機等の避難者支援に必要な資機材、物資について、防災拠点における確保を推進する。</u></p> <p>（中略）</p> <p>(11) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。</p>	<p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） 公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。 <u>市町が指定する指定避難所において、空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。また、市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。</u>（推進計画）</p> <p>（中略）</p> <p>(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保（防災対策部） <u>避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保を促進する。</u></p> <p>（中略）</p> <p>(11) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」<u>や避難所運営研修</u>等により、市町<u>や自主防災組織、自治会</u>の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。</p>
70-72	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第2章 安全な避難空間の確保</p> <p>第1節 避難対策等の推進（予防7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知 被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。 <u>なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。</u></p> <p>（中略）</p> <p>(6) 避難所運営及び避難者支援対策 県の実施する避難所運営及び避難者支援対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、特に<u>各</u>指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。</p> <p>(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保 食料、飲料水、生活必需品等<u>避難者支援を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。</u></p> <p>(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第2章 安全な避難空間の確保</p> <p>第1節 避難対策等の推進（予防7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知 被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。 指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。<u>また、避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）に努める。</u></p> <p>（中略）</p> <p>(6) 避難所運営及び避難者支援対策 県の実施する避難所運営及び避難者支援対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。</p> <p>(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保 食料、飲料水、生活必需品等の<u>物資のほか、避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保に努める。</u> <u>また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。</u></p> <p>(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に<u>誰もが利用しやすい環境が整った</u>福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新								
	<p>(中略)</p> <p>(10) ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の<u>受入体制について検討する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(12) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(10) ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を<u>適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(12) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。<u>また、避難所運営訓練等を通じて、感染者の隔離や専用の動線確保を確認するとともに、避難所での生活ルールについて地域住民に啓発する。</u> 避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</p>								
76	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 海岸保全施設の整備（農林水産部、県土整備部） (1) 海岸保全施設整備の推進 県内の海岸保全施設は、<u>その大部分が</u>築後50年以上を経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進行している状態であり、また、砂浜海岸では侵食の進行に伴い消波機能の低下が進んでいる。 このため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の整備を推進するとともに、老朽化により機能が低下した施設について防護機能の回復に取り組むことにより、高潮・高波による被害の軽減を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 海岸保全施設の整備（農林水産部、県土整備部） (1) 海岸保全施設整備の推進 県内の海岸保全施設は、築後50年以上を経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進行している状態もあり、また、砂浜海岸では侵食の進行に伴い消波機能の低下が進んでいる。 このため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の整備を推進するとともに、老朽化により機能が低下した施設について防護機能の回復に取り組むことにより、高潮・高波による被害の軽減を図る。</p>								
83	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第2節 地盤災害防止対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 宅地災害の防止（県土整備部） (1) 計画・方針 がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく<u>開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等</u>により安全かつ良好な宅地の確保を図る。</p> <p>3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災宅地危険度判定士の養成 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" data-bbox="324 1109 922 1200"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5.3末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,269人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R5.3末現在)	被災宅地危険度判定士	1,269人	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第2節 地盤災害防止対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 宅地災害の防止（県土整備部） (1) 計画・方針 がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく<u>開発許可制度等</u>により安全かつ良好な宅地の確保を図る。</p> <p>3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災宅地危険度判定士の養成 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1109 1818 1200"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R6.3末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,312人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R6.3末現在)	被災宅地危険度判定士	1,312人
項目	現状 (R5.3末現在)									
被災宅地危険度判定士	1,269人									
項目	現状 (R6.3末現在)									
被災宅地危険度判定士	1,312人									

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
85	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第3章 風水害に強い県土づくりの推進                      第2節 地盤災害防止対策の推進                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      5 応急仮設住宅供給体制の整備                      災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。                      また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第3章 風水害に強い県土づくりの推進                      第2節 地盤災害防止対策の推進                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      5 応急仮設住宅供給体制の整備  <u>浸水等の災害リスクなど</u>、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。                      また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や<u>民間住宅</u>の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。</p>
91	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第4章 緊急輸送の確保                      第1節 輸送体制の整備                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 陸上輸送対策                      (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)                      ① 緊急通行車両（<u>規制除外車両を含む</u>）の事前届出  <u>発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第4章 緊急輸送の確保                      第1節 輸送体制の整備                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 陸上輸送対策                      (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)                      ① 緊急通行車両等の確認  <u>緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程による「緊急通行車両等事前確認制度」に基づく確認手続きを促進する。</u>                      ② <u>規制除外車両の事前届出</u>  <u>災害発生時に交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）としての使用が見込まれる車両については、「規制除外車両事前届出制度」に基づく手続きを促進する。</u></p>
95	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第5章 防災体制の整備・強化                      第1節 災害対策機能の整備及び確保                      第3講 対策                      ■県が実施する対策                      1 県災対本部に関する対策                      (1) 県災対本部機能等の整備・充実                      オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）  <u>大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。</u>                      (中略)                      ケ 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策                      第5章 防災体制の整備・強化                      第1節 災害対策機能の整備及び確保                      第3講 対策                      ■県が実施する対策                      1 県災対本部に関する対策                      (1) 県災対本部機能等の整備・充実                      オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）  <u>大規模災害時に停電・断水が発生した状況においても災害対策活動を継続できるよう、マンホールトイレや自家発電施設により稼働できる空調設備等の整備、自家発電施設の燃料等の確保対策を図る。</u>                      (中略)  <u>ク 被災地での活動に必要な環境整備（防災対策部）</u>  <u>災害発生時に被災地で継続的な支援が実施できるよう、災害対応を行う職員のためのトイレや宿泊場所等の確保対策を図る。</u>                      ケ 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部）</p>



三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
97	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 第3講 対策 ■県が実施する対策 4 県職員に関する対策 (1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 第3講 対策 ■県が実施する対策 4 県職員に関する対策 (1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。<b>特に、大規模災害発生時には、県災害対策本部の初動対応を迅速に実施するとともに被災市町の災害対応を的確に支援することが重要であることから、災害対応の専門的な知見やマネジメント能力を有する職員の育成を図る。</b></p>
102-103	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部） イ 「防災みえ.jp」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS等による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。 ウ 通信手段途絶時等の体制整備 災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。 また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。 通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p><b>エ 情報共有システムの整備</b> 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。</p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備 県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。 また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。（推進計画）</p> <p>イ 全国瞬時警報システムの維持・管理 ウ ヘリコプターテレビシステムの活用 エ 移動通信の活用・整備推進 有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部） イ <b>多様なツールを活用した災害情報等の提供・伝達</b> 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS、<b>防災アプリ「みえ防災ナビ」等の多様なツールを活用し</b>、県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段を<b>整備し、その普及に努める。</b> ウ 通信手段途絶時等の体制整備 災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合に<b>備え、無人航空機等により空路から通信機器を搬送するなど、通信の復旧に向けた手段を確保する。</b> また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。<b>防災情報システムを利用できない場合は、紙媒体の情報処理カードを用いて情報を処理する。</b> 通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備 防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。 また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、<b>無人航空機</b>、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。（推進計画） イ <b>多様な通信手段の確保</b> 有線通信の途絶時にも通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯通信、衛星インターネット接続サービス等の多様な通信手段を確保する。</p> <p>ウ 全国瞬時警報システムの維持・管理 エ ヘリコプターテレビシステムの活用</p>

ページ	旧	新
	<p>オ 防災情報プラットフォームの機能向上</p> <p>カ 緊急速報メール等情報提供手段の検討 キ 被災者安否情報提供窓口の設置検討 ク 災害対策業務へのICT活用の検討</p>	<p>オ 防災情報プラットフォームの機能向上</p> <p>カ <u>関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化</u> 国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、総合防災情報システム（SOBO-WEB）へのデータ連携を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。</p> <p>キ 緊急速報メール等情報提供手段の検討 ク 被災者安否情報提供窓口の設置検討 ケ 災害対策業務へのICT活用の検討</p>
107	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ア 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の体制充実（医療保健部、<u>子ども・福祉部</u>） 県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用を行っており、病院だけでなく、有床及<u>び透析施設を有する</u>診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ア 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の体制充実（医療保健部） 県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用を行っており、病院だけでなく、有床診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。</p>
117	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁） (2) 応急給水・復旧のための体制整備 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に<u>給水車への</u>応急給水設備を<u>整備し</u>、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁） (2) 応急給水・復旧のための体制整備 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に<u>設置した</u>応急給水設備により、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。 「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材や<u>応急給水設備のスペック等</u>に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。</p>
139	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策 第1節 三重県版タイムラインについて 2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方 ② 運用主体（誰が） 「三重県版タイムライン」の運用主体は、県災害対策本部における各部隊と、各部隊が災害対応上関係する機関と<u>します</u>。 (中略) ③ 行動項目（何を） 県災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理して<u>います</u>。 (中略) ⑤ タイムラインステージ 台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目を<u>取り組んでいきます</u>。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策 第1節 三重県版タイムラインについて 2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方 ② 運用主体（誰が） 「三重県版タイムライン」の運用主体は、県災害対策本部における各部隊と、各部隊が災害対応上関係する機関と<u>する</u>。 (中略) ③ 行動項目（何を） 県災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理して<u>いる</u>。 (中略) ⑤ タイムラインステージ 台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目に<u>取り組む</u>。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
146- 147	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞） (3) 地方部調整会議の開催 地方統括部の編成や、<u>地方部における災害予防対策の実施にかかる方針等の決定、緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</u>、地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。 (4) 地方部員会議の開催 本部長の指示の共有や、<u>地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認</u>、地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有等が必要と認められる場合、地方部員会議（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。 (5) <u>地方部派遣チーム</u>による情報収集等 <u>気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あらかじめ地方部派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を派遣し情報収集及び防災情報システムの入力支援等にあたらせる。</u></p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞） (3) 地方部調整会議の開催 地方統括部の編成や地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。 (4) 地方部員会議の開催 本部長の指示の共有や地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有等が必要と認められる場合、地方部員会議（「【参考】県の 配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。 (5) <u>先遣隊</u>による情報収集等 <u>地方部（総括班）は、気象状況の推移により、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合において、緊急派遣チームの派遣を判断するための情報が不足している、派遣するいとまがない、緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況にあるときは、管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</u></p>
147	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 市町の活動体制 市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災对本部を設置し、災害対策活動を実施する。 また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 市町の活動体制 市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災对本部を設置し、災害対策活動を実施する。 また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策本部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p>

ページ	旧	新																																				
155	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要</p> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② <u>地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定</u> ③ <u>地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</u> ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有 <u>及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認</u> ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p> <p>（中略）</p> <p>4 <u>地方部派遣チーム</u>による情報収集等（地方統括部＜総括班＞） <u>地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災对本部及び地方部と市町災对本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。</u></p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要</p> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。 <u>なお、必要に応じて、県災害対策本部が実施する活動の支援を行う。</u></p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p> <p>（中略）</p> <p>4 <u>先遣隊</u>による情報収集等（地方統括部＜総括班＞） <u>地方部は、災害の状況等により県災对本部から緊急派遣チームの派遣が困難な状況等においては、地方部長の判断に基づいて、管内市町へ先遣隊を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</u></p>																																				
159	<p>第3部 台風接近時の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の構成及び所掌事務 1. 統括部隊</p> <table border="1" data-bbox="241 1034 1079 1152"> <tr> <td rowspan="2">総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90) ※応援・受援班の場合</td> <td>部隊長</td> <td>防災対策部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="241 1184 1079 1327"> <tr> <td rowspan="2">総務班(8)</td> <td>班長</td> <td>防災対策部 防災対策総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部(3)</td> </tr> <tr> <td>(通信)(3)</td> <td>班員</td> <td>防災対策部 災害対策推進課(2) デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="241 1353 1079 1401"> <tr> <td rowspan="2">広聴広報班(7)</td> <td>班長</td> <td>政策企画部 広聴広報課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>政策企画部 広聴広報課(6)</td> </tr> </table>	総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90) ※応援・受援班の場合	部隊長	防災対策部長	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長	総務班(8)	班長	防災対策部 防災対策総務課長	班員	防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部(3)	(通信)(3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)	広聴広報班(7)	班長	政策企画部 広聴広報課長	班員	政策企画部 広聴広報課(6)	<p>第3部 台風接近時の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の構成及び所掌事務 1. 統括部隊</p> <table border="1" data-bbox="1137 1034 1975 1152"> <tr> <td rowspan="2">総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90) ※応援・受援班の場合</td> <td>部隊長</td> <td>防災対策部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>政策企画部長 総務部長 <u>総務部</u> デジタル推進局長 出納局長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1137 1184 1975 1327"> <tr> <td rowspan="2">総務班(8)</td> <td>班長</td> <td>防災対策部 防災対策総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部(3)</td> </tr> <tr> <td>(通信)(3)</td> <td>班員</td> <td>防災対策部 災害対策推進課(2) <u>総務部</u> デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1137 1353 1975 1401"> <tr> <td rowspan="2">広聴広報班(7)</td> <td>班長</td> <td><u>総務部</u> 広聴広報課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td><u>総務部</u> 広聴広報課(6)</td> </tr> </table>	総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90) ※応援・受援班の場合	部隊長	防災対策部長	副部隊長	政策企画部長 総務部長 <u>総務部</u> デジタル推進局長 出納局長	総務班(8)	班長	防災対策部 防災対策総務課長	班員	防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部(3)	(通信)(3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) <u>総務部</u> デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)	広聴広報班(7)	班長	<u>総務部</u> 広聴広報課長	班員	<u>総務部</u> 広聴広報課(6)
総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90) ※応援・受援班の場合	部隊長		防災対策部長																																			
	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長																																				
総務班(8)	班長	防災対策部 防災対策総務課長																																				
	班員	防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部(3)																																				
(通信)(3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)																																				
広聴広報班(7)	班長	政策企画部 広聴広報課長																																				
	班員	政策企画部 広聴広報課(6)																																				
総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90) ※応援・受援班の場合	部隊長	防災対策部長																																				
	副部隊長	政策企画部長 総務部長 <u>総務部</u> デジタル推進局長 出納局長																																				
総務班(8)	班長	防災対策部 防災対策総務課長																																				
	班員	防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部(3)																																				
(通信)(3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) <u>総務部</u> デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)																																				
広聴広報班(7)	班長	<u>総務部</u> 広聴広報課長																																				
	班員	<u>総務部</u> 広聴広報課(6)																																				

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新														
157	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第1章 災害対策本部機能の確保                      第1節 準備・警戒体制の確保                      第3項 対策                      【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務                      1. 総括部隊                      ◆所掌事務（総括部隊）</p> <table border="1" data-bbox="246 287 1008 422"> <tr> <td>(通信)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災通信ネットワークの運用に関すること</td> <td>災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>行政情報ネットワークの災害対策に関すること</td> <td>デジタル改革推進課</td> </tr> </table>	(通信)		防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課	行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第1章 災害対策本部機能の確保                      第1節 準備・警戒体制の確保                      第3項 対策                      【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務                      1. 総括部隊                      ◆所掌事務（総括部隊）</p> <table border="1" data-bbox="1142 287 1904 454"> <tr> <td>(通信)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災通信ネットワークの運用に関すること</td> <td>災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>防災情報プラットフォームの運用に関すること</td> <td>災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>行政情報ネットワークの災害対策に関すること</td> <td>デジタル改革推進課</td> </tr> </table>	(通信)		防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課	防災情報プラットフォームの運用に関すること	災害対策推進課	行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課
(通信)																
防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課															
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課															
(通信)																
防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課															
防災情報プラットフォームの運用に関すること	災害対策推進課															
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課															

ページ	旧	新																																																																																																														
164-	3. 保健医療部隊																																																																																																															
165	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(27)</td> <td>部隊長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>病院事業庁長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">情報収集・分析班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務1</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 国民健康保険課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療人材課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 長寿介護課(1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※被災者支援班からリエゾン1名兼務</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療活動支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5)</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁 県立病院課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 薬務課(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健衛生班(4)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 健康推進課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 感染症対策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(27)	部隊長	医療保健部長	副部隊長	病院事業庁長	情報収集・分析班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1)	医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務	医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務1	医療保健部 国民健康保険課(1)	医療保健部 医療人材課(1)	医療保健部 長寿介護課(1)	※被災者支援班からリエゾン1名兼務			医療活動支援班(9)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5)	病院事業庁 県立病院課(1)	医療保健部 健康推進課(1)	医療保健部 薬務課(2)		保健衛生班(4)	班長	医療保健部 健康推進課長	班員	医療保健部 食品安全課(1)	医療保健部 感染症対策課(1)	医療保健部 健康推進課(1)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(34)</td> <td>部隊長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>病院事業庁長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総括班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務1</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 国民健康保険課(3)</td> </tr> <tr> <td>※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療活動支援・衛生班(13)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5)</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁 県立病院課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 感染症対策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康危機管理支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療人材課 副参事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(2)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療人材課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 感染症対策課(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療保健部 長寿介護課(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(2)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(34)	部隊長	医療保健部長	副部隊長	病院事業庁長	総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1)	医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務	医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務1	医療保健部 国民健康保険課(3)	※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務		医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5)	病院事業庁 県立病院課(1)	医療保健部 食品安全課(1)	医療保健部 感染症対策課(1)	医療保健部 健康推進課(2)		健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)	医療保健部 医療人材課(1)	医療保健部 感染症対策課(2)		医療保健部 長寿介護課(1)		医療保健部 健康推進課(2)																															
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																														
保健医療部隊(27)	部隊長	医療保健部長																																																																																																														
	副部隊長	病院事業庁長																																																																																																														
情報収集・分析班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																																														
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																																														
		医療保健部 医療政策課(1)																																																																																																														
		医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務																																																																																																														
		医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務1																																																																																																														
		医療保健部 国民健康保険課(1)																																																																																																														
医療保健部 医療人材課(1)																																																																																																																
医療保健部 長寿介護課(1)																																																																																																																
※被災者支援班からリエゾン1名兼務																																																																																																																
医療活動支援班(9)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																																														
	班員	医療保健部 医療政策課(5)																																																																																																														
		病院事業庁 県立病院課(1)																																																																																																														
		医療保健部 健康推進課(1)																																																																																																														
医療保健部 薬務課(2)																																																																																																																
保健衛生班(4)	班長	医療保健部 健康推進課長																																																																																																														
	班員	医療保健部 食品安全課(1)																																																																																																														
		医療保健部 感染症対策課(1)																																																																																																														
医療保健部 健康推進課(1)																																																																																																																
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																														
保健医療部隊(34)	部隊長	医療保健部長																																																																																																														
	副部隊長	病院事業庁長																																																																																																														
総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																																														
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																																														
		医療保健部 医療政策課(1)																																																																																																														
		医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務																																																																																																														
		医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務1																																																																																																														
		医療保健部 国民健康保険課(3)																																																																																																														
※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務																																																																																																																
医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																																														
	班員	医療保健部 医療政策課(5)																																																																																																														
		病院事業庁 県立病院課(1)																																																																																																														
		医療保健部 食品安全課(1)																																																																																																														
医療保健部 感染症対策課(1)																																																																																																																
医療保健部 健康推進課(2)																																																																																																																
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事																																																																																																														
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)																																																																																																														
		医療保健部 医療人材課(1)																																																																																																														
医療保健部 感染症対策課(2)																																																																																																																
医療保健部 長寿介護課(1)																																																																																																																
医療保健部 健康推進課(2)																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</th> <th>対応部署(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>総括部隊との連絡調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>受援の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>医療情報の収集・分析・共有に関する事</td> <td>医療政策課 健康推進課 業務課</td> </tr> <tr> <td>保健所、関係機関との連絡窓口に関する事</td> <td>国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課</td> </tr> <tr> <td>派遣（職員含む）の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>医療活動支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部の医療対策に関する事</td> <td>医療政策課</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等の編成及び派遣に関する事</td> <td>医療政策課</td> </tr> <tr> <td>入院治療を要するものの収容に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>難病・透析患者等に対する医療支援に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>輸血用血液の供給に関する事</td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td>医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td>保健衛生班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品衛生に関する事</td> <td>食品安全課</td> </tr> <tr> <td>広域火警計画に関する事</td> <td>食品安全課</td> </tr> <tr> <td>防疫に関する事</td> <td>感染症対策課</td> </tr> <tr> <td>保健師の派遣に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物取扱施設に関する事</td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td>養生指導の支援に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> </tbody> </table>	◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部署(※1)	情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課	総括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課	部隊内の情報収集・整理に関する事	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課	受援の総合調整に関する事	医療保健総務課	医療情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 健康推進課 業務課	保健所、関係機関との連絡窓口に関する事	国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課	派遣（職員含む）の総合調整に関する事	医療保健総務課	医療活動支援班		本部の医療対策に関する事	医療政策課	医療救護班等の編成及び派遣に関する事	医療政策課	入院治療を要するものの収容に関する事	健康推進課	難病・透析患者等に対する医療支援に関する事	健康推進課	災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関する事	健康推進課	輸血用血液の供給に関する事	業務課	医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事	業務課	保健衛生班		食品衛生に関する事	食品安全課	広域火警計画に関する事	食品安全課	防疫に関する事	感染症対策課	保健師の派遣に関する事	健康推進課	毒物劇物取扱施設に関する事	業務課	養生指導の支援に関する事	健康推進課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</th> <th>対応部署(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>総括部隊との連絡調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の整理に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊長の方針決定の補佐に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・分析・共有に関する事</td> <td>医療政策課 健康推進課 業務課</td> </tr> <tr> <td>保健所、関係機関との連絡窓口に関する事</td> <td>国民健康保険課</td> </tr> <tr> <td>小児用渡りエリゾンに関する事（ロジ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療活動支援・衛生班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部の医療対策に関する事</td> <td>医療政策課</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等の編成及び派遣に関する事</td> <td>医療政策課</td> </tr> <tr> <td>入院治療を要するものの収容に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>難病・透析患者等に対する医療支援に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>輸血用血液の確保・供給に関する事</td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td>医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物取扱施設に関する事</td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td>食品衛生に関する事</td> <td>食品安全課</td> </tr> <tr> <td>広域火警計画に関する事</td> <td>食品安全課</td> </tr> <tr> <td>防疫に関する事</td> <td>感染症対策課</td> </tr> <tr> <td>健康危機管理支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健師の派遣に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>DHEATの派遣に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>感染症対策に関する事</td> <td>感染症対策課</td> </tr> <tr> <td>養生指導の支援に関する事</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td>総務の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉推進本部会議の開催に関する事</td> <td>医療人材課</td> </tr> <tr> <td>関係機関等からの問い合わせへの対応に関する事</td> <td>長寿介護課 感染症対策課</td> </tr> </tbody> </table>	◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部署(※1)	総括班		部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課	総括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課	部隊内の整理に関する事	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課	部隊長の方針決定の補佐に関する事	医療保健総務課	情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 健康推進課 業務課	保健所、関係機関との連絡窓口に関する事	国民健康保険課	小児用渡りエリゾンに関する事（ロジ）		医療活動支援・衛生班		本部の医療対策に関する事	医療政策課	医療救護班等の編成及び派遣に関する事	医療政策課	入院治療を要するものの収容に関する事	健康推進課	難病・透析患者等に対する医療支援に関する事	健康推進課	災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関する事	健康推進課	輸血用血液の確保・供給に関する事	業務課	医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事	業務課	毒物劇物取扱施設に関する事	業務課	食品衛生に関する事	食品安全課	広域火警計画に関する事	食品安全課	防疫に関する事	感染症対策課	健康危機管理支援班		保健師の派遣に関する事	健康推進課	DHEATの派遣に関する事	医療保健総務課	感染症対策に関する事	感染症対策課	養生指導の支援に関する事	健康推進課	総務の総合調整に関する事	医療保健総務課	保健医療福祉推進本部会議の開催に関する事	医療人材課	関係機関等からの問い合わせへの対応に関する事	長寿介護課 感染症対策課
◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部署(※1)																																																																																																															
情報収集・分析班																																																																																																																
部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
総括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
部隊内の情報収集・整理に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
受援の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
医療情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 健康推進課 業務課																																																																																																															
保健所、関係機関との連絡窓口に関する事	国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課																																																																																																															
派遣（職員含む）の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
医療活動支援班																																																																																																																
本部の医療対策に関する事	医療政策課																																																																																																															
医療救護班等の編成及び派遣に関する事	医療政策課																																																																																																															
入院治療を要するものの収容に関する事	健康推進課																																																																																																															
難病・透析患者等に対する医療支援に関する事	健康推進課																																																																																																															
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関する事	健康推進課																																																																																																															
輸血用血液の供給に関する事	業務課																																																																																																															
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事	業務課																																																																																																															
保健衛生班																																																																																																																
食品衛生に関する事	食品安全課																																																																																																															
広域火警計画に関する事	食品安全課																																																																																																															
防疫に関する事	感染症対策課																																																																																																															
保健師の派遣に関する事	健康推進課																																																																																																															
毒物劇物取扱施設に関する事	業務課																																																																																																															
養生指導の支援に関する事	健康推進課																																																																																																															
◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部署(※1)																																																																																																															
総括班																																																																																																																
部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
総括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
部隊内の整理に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
部隊長の方針決定の補佐に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 健康推進課 業務課																																																																																																															
保健所、関係機関との連絡窓口に関する事	国民健康保険課																																																																																																															
小児用渡りエリゾンに関する事（ロジ）																																																																																																																
医療活動支援・衛生班																																																																																																																
本部の医療対策に関する事	医療政策課																																																																																																															
医療救護班等の編成及び派遣に関する事	医療政策課																																																																																																															
入院治療を要するものの収容に関する事	健康推進課																																																																																																															
難病・透析患者等に対する医療支援に関する事	健康推進課																																																																																																															
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関する事	健康推進課																																																																																																															
輸血用血液の確保・供給に関する事	業務課																																																																																																															
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事	業務課																																																																																																															
毒物劇物取扱施設に関する事	業務課																																																																																																															
食品衛生に関する事	食品安全課																																																																																																															
広域火警計画に関する事	食品安全課																																																																																																															
防疫に関する事	感染症対策課																																																																																																															
健康危機管理支援班																																																																																																																
保健師の派遣に関する事	健康推進課																																																																																																															
DHEATの派遣に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
感染症対策に関する事	感染症対策課																																																																																																															
養生指導の支援に関する事	健康推進課																																																																																																															
総務の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																																															
保健医療福祉推進本部会議の開催に関する事	医療人材課																																																																																																															
関係機関等からの問い合わせへの対応に関する事	長寿介護課 感染症対策課																																																																																																															

ページ	旧	新																																																												
	<p><b>4. 救援物資部隊</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救援物資部隊 (32)</td> <td>部長</td> <td>地域連携・交通部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資支援班 (11)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (10)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資活動班 (18)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (14) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	救援物資部隊 (32)	部長	地域連携・交通部長	副部長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長	物資支援班 (11)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長	班員	地域連携・交通部 (10)	物資活動班 (18)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監	班員	地域連携・交通部 (14) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)	<p><b>4. 救援物資部隊</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救援物資部隊 (30)</td> <td>部長</td> <td>地域連携・交通部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資支援班 (12)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (10) <b>災害対策推進課 (1)</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資活動班 (15)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (11) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	救援物資部隊 (30)	部長	地域連携・交通部長	副部長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長	物資支援班 (12)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長	班員	地域連携・交通部 (10) <b>災害対策推進課 (1)</b>	物資活動班 (15)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監	班員	地域連携・交通部 (11) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																								
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																												
救援物資部隊 (32)	部長	地域連携・交通部長																																																												
	副部長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長																																																												
物資支援班 (11)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長																																																												
	班員	地域連携・交通部 (10)																																																												
物資活動班 (18)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監																																																												
	班員	地域連携・交通部 (14) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																												
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																												
救援物資部隊 (30)	部長	地域連携・交通部長																																																												
	副部長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長																																																												
物資支援班 (12)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長																																																												
	班員	地域連携・交通部 (10) <b>災害対策推進課 (1)</b>																																																												
物資活動班 (15)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監																																																												
	班員	地域連携・交通部 (11) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																												
	<p>◆ 所掌事務（救援物資部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応部課(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>報道対応に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>物資活動班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関する事 （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>食料及び生活必需物資等の調達に関する事（協定締結事業者関係）</td> <td>中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課</td> </tr> <tr> <td>災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事</td> <td>農産園芸課</td> </tr> <tr> <td>食料及び生活必需物資等の調達に関する事</td> <td>(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部)</td> </tr> </tbody> </table>		対応部課(※1)	物資支援班		物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関する事	地域連携・交通総務課	物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関する事	地域連携・交通総務課	他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関する事	地域連携・交通総務課	協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関する事	地域連携・交通総務課	部隊内の情報収集・整理に関する事	地域連携・交通部	物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関する事	地域連携・交通部	災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関する事	地域連携・交通部	報道対応に関する事	地域連携・交通部	物資活動班		物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関する事 （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課	食料及び生活必需物資等の調達に関する事（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課	災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事	農産園芸課	食料及び生活必需物資等の調達に関する事	(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部)	<p>◆ 所掌事務（救援物資部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応部課(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課 <b>災害対策推進課</b></td> </tr> <tr> <td>物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関する事</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>報道対応に関する事</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>物資活動班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関する事 （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>食料及び生活必需物資等の調達に関する事（協定締結事業者関係）</td> <td>中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課</td> </tr> <tr> <td>災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事</td> <td>農産園芸課</td> </tr> <tr> <td>食料及び生活必需物資等の調達に関する事</td> <td>(地域連携・交通部) (農林水産部)</td> </tr> </tbody> </table>		対応部課(※1)	物資支援班		物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関する事	地域連携・交通総務課 <b>災害対策推進課</b>	物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関する事	地域連携・交通総務課	他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関する事	地域連携・交通総務課	協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関する事	地域連携・交通総務課	部隊内の情報収集・整理に関する事	地域連携・交通部	物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関する事	地域連携・交通部	災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関する事	地域連携・交通部	報道対応に関する事	地域連携・交通部	物資活動班		物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関する事 （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課	食料及び生活必需物資等の調達に関する事（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課	災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事	農産園芸課	食料及び生活必需物資等の調達に関する事	(地域連携・交通部) (農林水産部)
	対応部課(※1)																																																													
物資支援班																																																														
物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
部隊内の情報収集・整理に関する事	地域連携・交通部																																																													
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関する事	地域連携・交通部																																																													
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関する事	地域連携・交通部																																																													
報道対応に関する事	地域連携・交通部																																																													
物資活動班																																																														
物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関する事 （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課																																																													
食料及び生活必需物資等の調達に関する事（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課																																																													
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事	農産園芸課																																																													
食料及び生活必需物資等の調達に関する事	(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部)																																																													
	対応部課(※1)																																																													
物資支援班																																																														
物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関する事	地域連携・交通総務課 <b>災害対策推進課</b>																																																													
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関する事	地域連携・交通総務課																																																													
部隊内の情報収集・整理に関する事	地域連携・交通部																																																													
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関する事	地域連携・交通部																																																													
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関する事	地域連携・交通部																																																													
報道対応に関する事	地域連携・交通部																																																													
物資活動班																																																														
物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関する事 （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課																																																													
食料及び生活必需物資等の調達に関する事（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課																																																													
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事	農産園芸課																																																													
食料及び生活必需物資等の調達に関する事	(地域連携・交通部) (農林水産部)																																																													

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

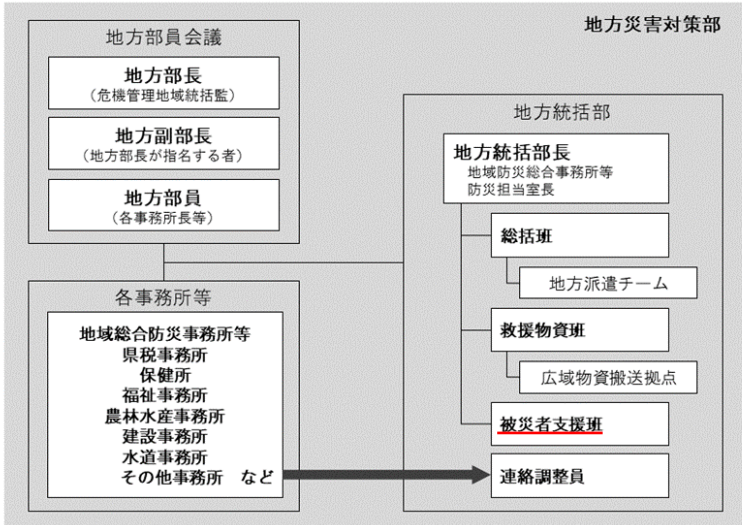
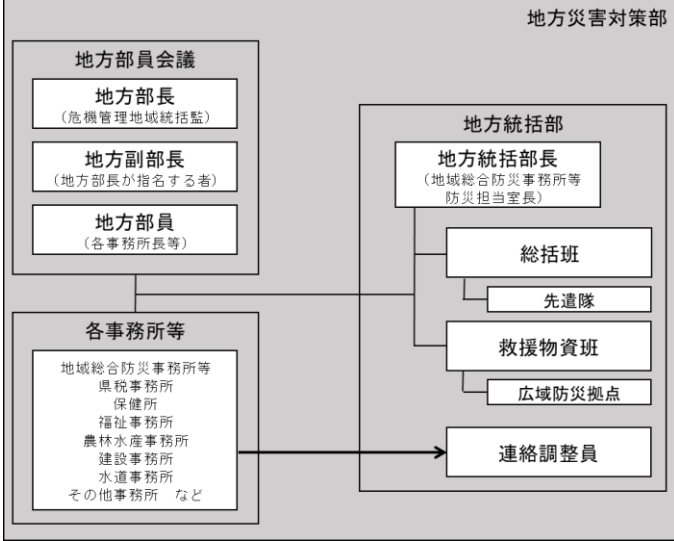
ページ	旧	新																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 137 913 169"></td> <td data-bbox="913 137 1106 169">(雇用経済部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 169 913 201">関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事</td> <td data-bbox="913 169 1106 201">(地域連携・交通部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 201 913 233"></td> <td data-bbox="913 201 1106 233">(農林水産部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 233 913 264"></td> <td data-bbox="913 233 1106 264">(環境生活部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 264 913 296"></td> <td data-bbox="913 264 1106 296">(雇用経済部)</td> </tr> </table>		(雇用経済部)	関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事	(地域連携・交通部)		(農林水産部)		(環境生活部)		(雇用経済部)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 137 1809 169"></td> <td data-bbox="1809 137 2002 169">(環境生活部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 169 1809 201">関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事</td> <td data-bbox="1809 169 2002 201">(雇用経済部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 201 1809 233"></td> <td data-bbox="1809 201 2002 233">(地域連携・交通部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 233 1809 264"></td> <td data-bbox="1809 233 2002 264">(農林水産部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 264 1809 296"></td> <td data-bbox="1809 264 2002 296">(環境生活部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 296 1809 328"></td> <td data-bbox="1809 296 2002 328">(雇用経済部)</td> </tr> </table>		(環境生活部)	関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事	(雇用経済部)		(地域連携・交通部)		(農林水産部)		(環境生活部)		(雇用経済部)
	(雇用経済部)																							
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事	(地域連携・交通部)																							
	(農林水産部)																							
	(環境生活部)																							
	(雇用経済部)																							
	(環境生活部)																							
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事	(雇用経済部)																							
	(地域連携・交通部)																							
	(農林水産部)																							
	(環境生活部)																							
	(雇用経済部)																							



三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																												
169	<p><b>6. 生活・経済再建支援部隊</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活・経済再建支援部隊(18)</td> <td>部長</td> <td>雇用経済部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>観光部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(3)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>雇用経済部 雇用経済総務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">生活再建支援班(6)</td> <td>班長</td> <td>防災対策部 <b>災害対策推進課課長補佐</b>（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">班員</td> <td>総務部 税収確保課・税務企画課(1)</td> </tr> <tr> <td>防災対策部 <b>災害対策推進課</b>(1)（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 くらし・交通安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 雇用対策課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業者再建支援班(5)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 <b>ものづくり産業振興課</b>(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 <b>三重県営業本部担当課</b>(1)</td> </tr> <tr> <td>観光部 観光戦略課(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">義援金受入・配分班(2)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>受援調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>生活再建支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災による県税の減免に関すること</td> <td>税収確保課</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること</td> <td><b>災害対策推進課</b></td> </tr> <tr> <td>生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること</td> <td>くらし・交通安全課</td> </tr> <tr> <td>雇用情報の提供に関すること</td> <td>雇用対策課</td> </tr> <tr> <td>被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること</td> <td>子ども・福祉総務課</td> </tr> <tr> <td>被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること</td> <td>子ども・福祉総務課</td> </tr> <tr> <td>被災市町への財政支援に関すること</td> <td>市町行財政課</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発施設の災害対策に関すること</td> <td>雇用対策課</td> </tr> <tr> <td>協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること</td> <td><b>災害対策推進課</b></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	生活・経済再建支援部隊(18)	部長	雇用経済部長	副部長	観光部長	情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)	生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 <b>災害対策推進課課長補佐</b> （総括部隊兼務）	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)	防災対策部 <b>災害対策推進課</b> (1)（総括部隊兼務）	環境生活部 くらし・交通安全課(1)	雇用経済部 雇用対策課(1)	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）	事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)	雇用経済部 <b>ものづくり産業振興課</b> (1)	雇用経済部 <b>三重県営業本部担当課</b> (1)	観光部 観光戦略課(1)		義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）	◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課（※1）	情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課	部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課	受援調整に関すること	雇用経済総務課	生活再建支援班		罹災による県税の減免に関すること	税収確保課	被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	<b>災害対策推進課</b>	生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること	くらし・交通安全課	雇用情報の提供に関すること	雇用対策課	被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課	被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課	被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課	職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課	協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	<b>災害対策推進課</b>	<p><b>6. 生活・経済再建支援部隊</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活・経済再建支援部隊(18)</td> <td>部長</td> <td>雇用経済部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>観光部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(3)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>雇用経済部 雇用経済総務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">生活再建支援班(6)</td> <td>班長</td> <td>防災対策部 <b>地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長</b>（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">班員</td> <td>総務部 税収確保課・税務企画課(1)</td> </tr> <tr> <td>防災対策部 <b>地域防災推進課</b>(1)（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 くらし・交通安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 雇用対策課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業者再建支援班(5)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 <b>新産業振興課</b>(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 <b>県産品振興課</b>(1)</td> </tr> <tr> <td>観光部 観光戦略課(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">義援金受入・配分班(2)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>受援調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>生活再建支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災による県税の減免に関すること</td> <td>税収確保課</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること</td> <td><b>地域防災推進課</b></td> </tr> <tr> <td>生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること</td> <td>くらし・交通安全課</td> </tr> <tr> <td>雇用情報の提供に関すること</td> <td>雇用対策課</td> </tr> <tr> <td>被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること</td> <td>子ども・福祉総務課</td> </tr> <tr> <td>被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること</td> <td>子ども・福祉総務課</td> </tr> <tr> <td>被災市町への財政支援に関すること</td> <td>市町行財政課</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発施設の災害対策に関すること</td> <td>雇用対策課</td> </tr> <tr> <td>協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること</td> <td><b>地域防災推進課</b></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	生活・経済再建支援部隊(18)	部長	雇用経済部長	副部長	観光部長	情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)	生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 <b>地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長</b> （総括部隊兼務）	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)	防災対策部 <b>地域防災推進課</b> (1)（総括部隊兼務）	環境生活部 くらし・交通安全課(1)	雇用経済部 雇用対策課(1)	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）	事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)	雇用経済部 <b>新産業振興課</b> (1)	雇用経済部 <b>県産品振興課</b> (1)	観光部 観光戦略課(1)		義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）	◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課（※1）	情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課	部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課	受援調整に関すること	雇用経済総務課	生活再建支援班		罹災による県税の減免に関すること	税収確保課	被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	<b>地域防災推進課</b>	生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること	くらし・交通安全課	雇用情報の提供に関すること	雇用対策課	被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課	被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課	被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課	職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課	協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	<b>地域防災推進課</b>
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																																																												
生活・経済再建支援部隊(18)	部長	雇用経済部長																																																																																																																																												
	副部長	観光部長																																																																																																																																												
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監																																																																																																																																												
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)																																																																																																																																												
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 <b>災害対策推進課課長補佐</b> （総括部隊兼務）																																																																																																																																												
	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)																																																																																																																																												
		防災対策部 <b>災害対策推進課</b> (1)（総括部隊兼務）																																																																																																																																												
		環境生活部 くらし・交通安全課(1)																																																																																																																																												
		雇用経済部 雇用対策課(1)																																																																																																																																												
		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																																																																												
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長																																																																																																																																												
	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																																																																																												
		雇用経済部 <b>ものづくり産業振興課</b> (1)																																																																																																																																												
		雇用経済部 <b>三重県営業本部担当課</b> (1)																																																																																																																																												
観光部 観光戦略課(1)																																																																																																																																														
義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長																																																																																																																																												
	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																																																																												
◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課（※1）																																																																																																																																													
情報収集・分析班																																																																																																																																														
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
受援調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
生活再建支援班																																																																																																																																														
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課																																																																																																																																													
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	<b>災害対策推進課</b>																																																																																																																																													
生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること	くらし・交通安全課																																																																																																																																													
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課																																																																																																																																													
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課																																																																																																																																													
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課																																																																																																																																													
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課																																																																																																																																													
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課																																																																																																																																													
協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	<b>災害対策推進課</b>																																																																																																																																													
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																																																												
生活・経済再建支援部隊(18)	部長	雇用経済部長																																																																																																																																												
	副部長	観光部長																																																																																																																																												
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監																																																																																																																																												
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)																																																																																																																																												
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 <b>地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長</b> （総括部隊兼務）																																																																																																																																												
	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)																																																																																																																																												
		防災対策部 <b>地域防災推進課</b> (1)（総括部隊兼務）																																																																																																																																												
		環境生活部 くらし・交通安全課(1)																																																																																																																																												
		雇用経済部 雇用対策課(1)																																																																																																																																												
		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																																																																												
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長																																																																																																																																												
	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																																																																																												
		雇用経済部 <b>新産業振興課</b> (1)																																																																																																																																												
		雇用経済部 <b>県産品振興課</b> (1)																																																																																																																																												
観光部 観光戦略課(1)																																																																																																																																														
義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長																																																																																																																																												
	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																																																																												
◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課（※1）																																																																																																																																													
情報収集・分析班																																																																																																																																														
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
受援調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																																																																													
生活再建支援班																																																																																																																																														
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課																																																																																																																																													
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	<b>地域防災推進課</b>																																																																																																																																													
生活必需品等の需給等の監視・指導に関すること	くらし・交通安全課																																																																																																																																													
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課																																																																																																																																													
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課																																																																																																																																													
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課																																																																																																																																													
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課																																																																																																																																													
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課																																																																																																																																													
協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	<b>地域防災推進課</b>																																																																																																																																													

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新											
	<p>事業者再建支援班</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="235 167 862 231">被災中小企業への融資及び経営相談に関すること</td> <td data-bbox="862 167 1108 231">中小企業・サービス産業振興課 <u>三重県営業本部担当課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 231 862 319">中小企業の災害対策に関すること</td> <td data-bbox="862 231 1108 319"><u>ものづくり・イノベーション課</u> <u>三重県営業本部担当課</u></td> </tr> </table>	被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 <u>三重県営業本部担当課</u>	中小企業の災害対策に関すること	<u>ものづくり・イノベーション課</u> <u>三重県営業本部担当課</u>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 135 1758 199">事業者再建支援班</td> <td data-bbox="1758 135 2004 199">雇用対策課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 199 1758 295">被災中小企業への融資及び経営相談に関すること</td> <td data-bbox="1758 199 2004 295">中小企業・サービス産業振興課 <u>県産品振興課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 295 1758 391">中小企業の災害対策に関すること</td> <td data-bbox="1758 295 2004 391"><u>新産業振興課</u> <u>県産品振興課</u></td> </tr> </table>	事業者再建支援班		雇用対策課	被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 <u>県産品振興課</u>	中小企業の災害対策に関すること	<u>新産業振興課</u> <u>県産品振興課</u>
被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 <u>三重県営業本部担当課</u>												
中小企業の災害対策に関すること	<u>ものづくり・イノベーション課</u> <u>三重県営業本部担当課</u>												
事業者再建支援班		雇用対策課											
被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 <u>県産品振興課</u>												
中小企業の災害対策に関すること	<u>新産業振興課</u> <u>県産品振興課</u>												
171	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 別図2</p> <p>地方災害対策部 組織図（標準例）※各地方部の体制は、それぞれの地方部において定める。</p>  <p>※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資、被災者支援等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。 ※平時関連業務（社会基盤対策、保険医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部と連絡調整を行う。 ※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 別図2</p> <p>地方災害対策部 組織図（標準例）※各地方部の体制はそれぞれの地方部において定める。</p>  <p>※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。 ※平時関連業務（社会基盤対策、保険医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部と連絡調整を行う。 ※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。</p>											

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																	
171	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 別表3 地方部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方部長</td> <td>危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長</td> </tr> <tr> <td>地方副部長</td> <td>地方部員のうちから地方部長が指名する。</td> </tr> <tr> <td>地方部員</td> <td>各事務所長等</td> </tr> <tr> <td>地方統括部</td> <td>地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ <b>情報収集等を目的とした地方部派遣チーム</b>の派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動</td> </tr> <tr> <td>各事務所等</td> <td>社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</td> </tr> <tr> <td>地方部部員会議</td> <td>地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。</td> </tr> <tr> <td>地方部調整会議</td> <td>地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長	地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。	地方部員	各事務所長等	地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ <b>情報収集等を目的とした地方部派遣チーム</b> の派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動	各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。	地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。	地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 別表3 地方部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方部長</td> <td>危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長</td> </tr> <tr> <td>地方副部長</td> <td>地方部員のうちから地方部長が指名する。</td> </tr> <tr> <td>地方部員</td> <td>各事務所長等</td> </tr> <tr> <td>地方統括部</td> <td>地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う <b>とともに、必要に応じて、県災对本部の活動の支援を行う。</b> ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ <b>先遣隊</b>の派遣及び調整 ・ 救援物資対策にかかる諸活動</td> </tr> <tr> <td>各事務所等</td> <td>社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</td> </tr> <tr> <td>地方部部員会議</td> <td>地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。</td> </tr> <tr> <td>地方部調整会議</td> <td>地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長	地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。	地方部員	各事務所長等	地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う <b>とともに、必要に応じて、県災对本部の活動の支援を行う。</b> ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ <b>先遣隊</b> の派遣及び調整 ・ 救援物資対策にかかる諸活動	各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。	地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。	地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。	
名称	説明																																		
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長																																		
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。																																		
地方部員	各事務所長等																																		
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ <b>情報収集等を目的とした地方部派遣チーム</b> の派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動																																		
各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。																																		
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。																																		
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。																																		
名称	説明																																		
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長																																		
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。																																		
地方部員	各事務所長等																																		
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う <b>とともに、必要に応じて、県災对本部の活動の支援を行う。</b> ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ <b>先遣隊</b> の派遣及び調整 ・ 救援物資対策にかかる諸活動																																		
各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。																																		
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。																																		
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。																																		
172	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 【別表4】 地方部の所掌事務（標準例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">地方統括部各班及び各事務所等</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">地方統括部</td> <td rowspan="10">総括班</td> <td rowspan="10">対策係</td> <td>・ 地方部の<b>総括</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>現地災害対策本部及び地方部の設置・運営</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>地方部の設置・廃止の検討</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進</b>にかかる方針等の企画・立案に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>本部長指示等の伝達</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>地方部内の災害応急対策の実施状況の把握</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>災害警戒、注意喚起の発信</b>に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務	地方統括部	総括班	対策係	・ 地方部の <b>総括</b> に関すること	・ <b>現地災害対策本部及び地方部の設置・運営</b> に関すること	・ <b>地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整</b> に関すること	・ <b>地方部の設置・廃止の検討</b> に関すること	・ <b>情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進</b> にかかる方針等の企画・立案に関すること	・ <b>緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討</b> に関すること	・ <b>本部長指示等の伝達</b> に関すること	・ <b>地方部内の災害応急対策の実施状況の把握</b> に関すること	・ <b>災害警戒、注意喚起の発信</b> に関すること	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 【別表4】 地方部の所掌事務（標準例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">地方統括部各班及び各事務所等</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">地方統括部</td> <td rowspan="10">総括班</td> <td rowspan="10">対策係</td> <td>・ 地方部内の<b>情報共有、必要な調整</b>に関すること</td> </tr> <tr> <td>・ <b>地方部の設置・運営及び現地災害対策本部の運営</b>に関すること (削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務	地方統括部	総括班	対策係	・ 地方部内の <b>情報共有、必要な調整</b> に関すること	・ <b>地方部の設置・運営及び現地災害対策本部の運営</b> に関すること (削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務																																
地方統括部	総括班	対策係	・ 地方部の <b>総括</b> に関すること																																
			・ <b>現地災害対策本部及び地方部の設置・運営</b> に関すること																																
			・ <b>地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整</b> に関すること																																
			・ <b>地方部の設置・廃止の検討</b> に関すること																																
			・ <b>情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進</b> にかかる方針等の企画・立案に関すること																																
			・ <b>緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討</b> に関すること																																
			・ <b>本部長指示等の伝達</b> に関すること																																
			・ <b>地方部内の災害応急対策の実施状況の把握</b> に関すること																																
			・ <b>災害警戒、注意喚起の発信</b> に関すること																																
			地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務																													
地方統括部	総括班	対策係	・ 地方部内の <b>情報共有、必要な調整</b> に関すること																																
			・ <b>地方部の設置・運営及び現地災害対策本部の運営</b> に関すること (削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																
			(削除)																																

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧			新		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示にかかる助言に関する<u>こと</u></li> <li>・広域防災拠点の開設・運営・管理に関する<u>こと</u></li> <li>・所掌事務外事案の対応調整に関する<u>こと</u></li> <li>・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関する<u>こと</u></li> <li>・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関する<u>こと</u></li> <li>・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する<u>こと</u></li> <li>・派遣チームの派遣に関する<u>こと</u></li> <li>・他府県等応援職員にかかる受入調整に関する<u>こと</u></li> <li>・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣する<u>こと</u></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>・緊急派遣チームの活動支援に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣する<u>こと</u></li> <li>・三重県市町災害時応援協定に基づくブロック内応援調整に関する<u>こと</u></li> </ul>
		<p>情報係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の収集及び伝達に関する<u>こと</u></li> <li>・被害状況の収集、整理に関する<u>こと</u></li> <li>・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関する<u>こと</u></li> <li>・避難所・避難者等情報の把握に関する<u>こと</u></li> </ul>		<p>情報係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(削除)</li> <li>・市町災害対策本部の対応状況の把握に関する<u>こと</u></li> <li>・管内の被害状況の把握、県災害対策本部への報告に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> </ul>
		<p>総務係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関する<u>こと</u></li> <li>・市町からの応援要請文書の收受に関する<u>こと</u></li> <li>・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する<u>こと</u></li> <li>・職員の健康管理に関する<u>こと</u></li> <li>・防災通信ネットワークの運用に関する<u>こと</u></li> <li>・物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関する<u>こと</u></li> <li>・出納事務（緊急支払い）に関する<u>こと</u></li> <li>・財務会計システムの運用に関する<u>こと</u></li> <li>・国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関する<u>こと</u></li> <li>・本部職員等の食料・寝具等の確保に関する<u>こと</u></li> <li>・県有車両（集中管理自動車）の配車に関する<u>こと</u></li> <li>・災害救助用臨時電話の施設に関する<u>こと</u></li> <li>・災害派遣等従事車両証明書（緊急通行）の発行に関する<u>こと</u></li> <li>・災害義援金の保管に関する<u>こと</u></li> </ul>		<p>総務係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>・職員の職務環境の整備に関する<u>こと</u></li> <li>・防災通信ネットワークの運用に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>・<b>地方部</b>職員等の食料・寝具等の確保に関する<u>こと</u></li> <li>・県有車両（集中管理自動車）の配車に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>・災害派遣等従事車両証明書（緊急通行）の発行に関する<u>こと</u></li> <li>・災害義援金の保管に関する<u>こと</u></li> </ul>
		<p>救援物資班</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資要請情報の収集・整理に関する<u>こと</u></li> <li>・救援物資ニーズの把握に関する<u>こと</u></li> <li>・食料及び生活必需物資等の調達に関する<u>こと</u></li> <li>・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する<u>こと</u></li> <li>・広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営に関する<u>こと</u></li> <li>・入出庫管理、在庫管理に関する<u>こと</u></li> <li>・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する<u>こと</u></li> </ul>		<p>救援物資班</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資要請情報の収集・整理に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>・広域物資輸送拠点（県物資拠点）の開設・運営に関する<u>こと</u></li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> </ul>
		<p>被災者支援班</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関する<u>こと</u></li> <li>・避難生活の現状分析及び対策立案に関する<u>こと</u></li> <li>・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）に関する<u>こと</u></li> </ul>		<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> </ul>
				<p>地方統括部</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県災害対策本部が実施する活動の支援に関する<u>こと</u></li> </ul>



三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																								
178	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 水防警報等の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木施設対策班＞） (4) 国からの水防警報・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の伝達 <u>国土交通大臣が指定する河川にかかる水防警報又は指定河川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の通知を受けた時は、三重県水防計画に定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。</u> <u>また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。</u></p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 水防警報等の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木施設対策班＞） (4) 国からの洪水予報、水防警報・氾濫危険情報の伝達 ① <u>国からの洪水予報の伝達</u> <u>国土交通大臣が指定する洪水予報河川にかかる洪水予報の通知を受けた時は、三重県水防計画の定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。</u> <u>また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。</u> ② <u>国からの水防警報・氾濫危険情報の伝達</u> <u>国土交通大臣が指定する水位周知河川にかかる水防警報又は氾濫危険情報の通知を受けた時は、三重県水防計画の定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。</u> <u>また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。</u></p>																								
178	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 土砂災害警戒情報の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） (2) 土砂災害警戒情報の発表・伝達 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、气象台と協議の上、共同して土砂災害警戒情報を発表する。 また、補完情報として、三重県土砂災害情報提供システムを用い、<u>危険レベル</u>を市町及び県民等へ提供する。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 土砂災害警戒情報の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） (2) 土砂災害警戒情報の発表・伝達 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、气象台と協議の上、共同して土砂災害警戒情報を発表する。 また、補完情報として、三重県土砂災害情報提供システムを用い、<u>危険度レベル</u>を市町及び県民等へ提供する。</p>																								
180	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 ■県が実施する対策 4 被害情報等の収集・とりまとめ (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四日市港</td> <td>総括部隊（情報班）</td> <td>四日市港管理組合</td> <td><u>防災情報システム</u> 電話</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	<u>防災情報システム</u> 電話	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 ■県が実施する対策 4 被害情報等の収集・とりまとめ (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四日市港</td> <td>総括部隊（情報班）</td> <td>四日市港管理組合</td> <td>電話</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	電話
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																							
1. 被害・復旧の状況																										
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	<u>防災情報システム</u> 電話																							
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																							
1. 被害・復旧の状況																										
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	電話																							
180	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑤医療施設関係状況</td> <td>保健医療部隊 <u>（情報収集・分析班）</u></td> <td>災害拠点病院 災害医療支援病院</td> <td>広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話</td> </tr> </tbody> </table>	⑤医療施設関係状況	保健医療部隊 <u>（情報収集・分析班）</u>	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑤医療施設関係状況</td> <td>保健医療部隊 <u>（総括班）</u></td> <td>災害拠点病院 災害医療支援病院</td> <td>広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話</td> </tr> </tbody> </table>	⑤医療施設関係状況	保健医療部隊 <u>（総括班）</u>	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話																
⑤医療施設関係状況	保健医療部隊 <u>（情報収集・分析班）</u>	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話																							
⑤医療施設関係状況	保健医療部隊 <u>（総括班）</u>	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話																							

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
181	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第2章 災害対策本部機能の確保                      第2節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      4 被害情報等の収集・とりまとめ                      (2) <u>地方部派遣チーム</u>による情報収集等（地方部＜総括班＞）                      地方部（総括班）は、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、<u>地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災害対策本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</u>                      (3) <u>緊急派遣チーム</u>による市町支援（総括部隊＜派遣班＞）                      総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第2章 災害対策本部機能の確保                      第2節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      4 被害情報等の収集・とりまとめ                      (2) <u>緊急派遣チーム</u>による市町支援（総括部隊＜派遣班＞）                      総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、<u>市町災害対策本部での被害情報収集、市町のニーズ把握を行うほか、市町が行う災害対策の総合支援を行う。</u>                      (3) <u>先遣隊</u>による情報収集等（地方部＜総括班＞）                      地方部（総括班）は、<u>気象状況の推移により、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合において、緊急派遣チームの派遣を判断するための情報が不足している、派遣するいとまがない、緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況にあるときは、管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</u></p>
182	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第2章 災害対策本部機能の確保                      第2節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      2 被害情報等の収集と報告                      (3) <u>緊急派遣チーム等との連携</u>  <u>県災害対策本部及び地方部から緊急派遣チーム等</u>の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第2章 災害対策本部機能の確保                      第2節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      2 被害情報等の収集と報告                      (3) <u>緊急派遣チーム等との連携</u>  <u>県災害対策本部から緊急派遣チーム又は地方部から先遣隊等</u>の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。</p>

ページ	旧	新																																																																																																							
186	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第2章 災害対策本部機能の確保                      第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2）                      第3項 対策                      ■その他の防災関係機関が実施する対策                      2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表                      (2) 洪水予報  <u>別表3のとおり各気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を警戒レベルを付して、発表する。</u></p> <p>別表3</p> <table border="1" data-bbox="235 430 936 1002"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>洪水予報名</th> <th>担当機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>木曾川</td> <td>木曾川下流洪水予報</td> <td>木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台</td> </tr> <tr> <td>木曾川</td> <td>長良川</td> <td>長良川下流洪水予報</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>揖斐川</td> <td>揖斐川下流洪水予報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿川</td> <td>鈴鹿川</td> <td>鈴鹿川及び鈴鹿川派川洪水予報</td> <td>三重河川国道事務所 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鈴鹿川派川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雲出川</td> <td>雲出川</td> <td>雲出川及び雲出古川洪水予報</td> <td>三重河川国道事務所 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雲出古川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>櫛田川</td> <td>櫛田川</td> <td>櫛田川洪水予報</td> <td>三重河川国道事務所 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td>宮川</td> <td>宮川</td> <td>宮川洪水予報</td> <td>三重河川国道事務所 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td>新宮川</td> <td>熊野川</td> <td>熊野川下流洪水予報</td> <td>紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木津川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>服部川</td> <td>木津川上流洪水予報</td> <td>淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>柘植川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>名張川</td> <td>名張川洪水予報</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>宇陀川</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名		木曾川	木曾川下流洪水予報	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台	木曾川	長良川	長良川下流洪水予報			揖斐川	揖斐川下流洪水予報		鈴鹿川	鈴鹿川	鈴鹿川及び鈴鹿川派川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台		鈴鹿川派川			雲出川	雲出川	雲出川及び雲出古川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台		雲出古川			櫛田川	櫛田川	櫛田川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台	宮川	宮川	宮川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台	新宮川	熊野川	熊野川下流洪水予報	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台		木津川				服部川	木津川上流洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台	淀川	柘植川				名張川	名張川洪水予報			宇陀川			<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第2章 災害対策本部機能の確保                      第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2）                      第3項 対策                      ■その他の防災関係機関が実施する対策                      2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表                      (2) 指定河川洪水予報  <u>気象台と国土交通省機関が共同してあらかじめ指定した河川について区間を決めて、水位または流量を示した洪水の予報を行い、別表3のとおり見出しと主文に警戒レベルを付して発表される。</u></p> <p>別表3</p> <table border="1" data-bbox="1131 411 1926 1002"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当機関名</th> <th>洪水予報の標題（種類）と警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">木曾川 (下流)</td> <td>木曾川</td> <td rowspan="3">木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>揖斐川</td> </tr> <tr> <td>長良川</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鈴鹿川</td> <td>鈴鹿川</td> <td rowspan="2">三重河川国道事務所 津地方気象台</td> <td rowspan="2">〇〇川氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報】</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿川派川</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雲出川</td> <td>雲出川</td> <td rowspan="2">三重河川国道事務所 津地方気象台</td> <td rowspan="2">〇〇川氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】</td> </tr> <tr> <td>雲出古川</td> </tr> <tr> <td>櫛田川</td> <td>櫛田川</td> <td rowspan="2">紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台</td> <td rowspan="2">〇〇川氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】</td> </tr> <tr> <td>宮川</td> <td>宮川</td> </tr> <tr> <td>新宮川</td> <td>熊野川 (下流)</td> <td rowspan="2">淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台</td> <td rowspan="2">〇〇川氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">淀川</td> <td>木津川 (上流)</td> </tr> <tr> <td>服部川</td> </tr> <tr> <td>柘植川</td> </tr> <tr> <td>名張川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宇陀川</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担当機関名	洪水予報の標題（種類）と警戒レベル	木曾川 (下流)	木曾川	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台		揖斐川	長良川	鈴鹿川	鈴鹿川	三重河川国道事務所 津地方気象台	〇〇川氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報】	鈴鹿川派川	雲出川	雲出川	三重河川国道事務所 津地方気象台	〇〇川氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】	雲出古川	櫛田川	櫛田川	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台	〇〇川氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】	宮川	宮川	新宮川	熊野川 (下流)	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台	〇〇川氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報】	淀川	木津川 (上流)	服部川	柘植川	名張川		宇陀川		
水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名																																																																																																						
	木曾川	木曾川下流洪水予報	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台																																																																																																						
木曾川	長良川	長良川下流洪水予報																																																																																																							
	揖斐川	揖斐川下流洪水予報																																																																																																							
鈴鹿川	鈴鹿川	鈴鹿川及び鈴鹿川派川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台																																																																																																						
	鈴鹿川派川																																																																																																								
雲出川	雲出川	雲出川及び雲出古川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台																																																																																																						
	雲出古川																																																																																																								
櫛田川	櫛田川	櫛田川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台																																																																																																						
宮川	宮川	宮川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台																																																																																																						
新宮川	熊野川	熊野川下流洪水予報	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台																																																																																																						
	木津川																																																																																																								
	服部川	木津川上流洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台																																																																																																						
淀川	柘植川																																																																																																								
	名張川	名張川洪水予報																																																																																																							
	宇陀川																																																																																																								
水系名	河川名	担当機関名	洪水予報の標題（種類）と警戒レベル																																																																																																						
木曾川 (下流)	木曾川	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台																																																																																																							
	揖斐川																																																																																																								
	長良川																																																																																																								
鈴鹿川	鈴鹿川	三重河川国道事務所 津地方気象台	〇〇川氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報】																																																																																																						
	鈴鹿川派川																																																																																																								
雲出川	雲出川	三重河川国道事務所 津地方気象台	〇〇川氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】																																																																																																						
	雲出古川																																																																																																								
櫛田川	櫛田川	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台	〇〇川氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】																																																																																																						
宮川	宮川																																																																																																								
新宮川	熊野川 (下流)	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台	〇〇川氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報】																																																																																																						
淀川	木津川 (上流)																																																																																																								
	服部川																																																																																																								
	柘植川																																																																																																								
	名張川																																																																																																								
	宇陀川																																																																																																								
186	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第3章 避難誘導体制の確保                      第1節 避難所の確保及び早期避難の促進                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 市町避難情報の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）                      県災対本部が設置された場合、総括部隊（情報班）は、<u>地方部を通じ</u>、速やかに市町の避難指示等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策                      第3章 避難誘導体制の確保                      第1節 避難所の確保及び早期避難の促進                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 市町避難情報の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）                      県災対本部が設置された場合、総括部隊（情報班）は、<u>地方部又は緊急派遣チームを通じ</u>、速やかに市町の避難指示等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。</p>																																																																																																							
208	<p>第4部 発災後の応急対策                      第1章 災害対策活動の実施体制の確保                      第1節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保                      第3項 対策                      4 災害発生時の情報収集                      (1) 市町からの情報収集（総括部隊＜情報班、派遣班＞）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策                      第1章 災害対策活動の実施体制の確保                      第1節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保                      第3項 対策                      4 災害発生時の情報収集                      (1) 市町からの情報収集（総括部隊＜情報班、派遣班＞）</p>																																																																																																							



三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																																								
	<p>暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに市町から情報収集を行う。                      なお、被災市町において災害情報の収集に支障が生じている場合等には、<u>緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを被災市町に派遣する等により</u>、災害情報の収集に努める。</p>	<p>暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに市町から情報収集を行う。                      なお、被災市町において災害情報の収集に支障が生じている場合等には、<u>県災対本部から緊急派遣チーム又は地方部から先遣隊等を派遣し</u>、災害情報の収集に努める。</p>																																																								
216- 217	<p>第4部 発災後の応急対策                      第1章 災害対策本部活動の実施                      第2節 通信機能の確保                      第3項 対策                      ■計画関係者共通事項等                      1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定通信網、移動体通信網等</td> <td>電話、FAX、携帯電話など</td> <td>・一般的な通信手段で取り扱いが容易</td> <td>・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</td> </tr> <tr> <td>三重県防災通信ネットワーク</td> <td>地上系無線 衛星系無線 有線系設備</td> <td>・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を<u>受けにくいことから風水害に</u>、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能</td> <td>・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は<u>風水害に対し相対的に弱い</u></td> </tr> <tr> <td>市町防災行政無線</td> <td>地上系無線</td> <td>・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる</td> <td>・地震に対し、相対的に弱い</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>衛星系無線</td> <td>・<u>衛星系無線設置市町</u>が国や全国自治体と直接連絡可能</td> <td>・風水害に対し、相対的に弱い</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>地上系無線 衛星系無線</td> <td>・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能</td> <td>・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は<u>風水害に対し相対的に弱い</u></td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>地上系無線 専用有線回線</td> <td>・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能</td> <td>・地震に対し、相対的に弱い</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	種類	概要	課題	固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある	三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくいことから風水害に</u> 、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は <u>風水害に対し相対的に弱い</u>	市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い	地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ <u>衛星系無線設置市町</u> が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い	消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は <u>風水害に対し相対的に弱い</u>	中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い	<p>第4部 発災後の応急対策                      第1章 災害対策本部活動の実施                      第2節 通信機能の確保                      第3項 対策                      ■計画関係者共通事項等                      1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定通信網、移動体通信網等</td> <td>電話、FAX、携帯電話など</td> <td>・一般的な通信手段で取り扱いが容易</td> <td>・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</td> </tr> <tr> <td>三重県防災通信ネットワーク</td> <td>地上系無線 衛星系無線 有線系設備</td> <td>・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を<u>受けにくく</u>、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能</td> <td>・地上系無線、有線系設備は地震に<u>対し、相対的に弱く</u>、衛星系無線は<u>雨雲等の影響を受けやすい</u></td> </tr> <tr> <td>市町防災行政無線</td> <td>地上系無線</td> <td>・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる</td> <td>・地震に対し、相対的に弱い</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>衛星系無線</td> <td>・<u>県、市町、</u>国や全国自治体と直接連絡可能</td> <td>・<u>雨雲等の影響を受けやすい</u></td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>地上系無線 衛星系無線</td> <td>・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能</td> <td>・地上系無線、有線系設備は地震に<u>対し、相対的に弱く</u>、衛星系無線は<u>雨雲等の影響を受けやすい</u></td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>地上系無線 専用有線回線</td> <td>・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能</td> <td>・地震に対し、相対的に弱い</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	種類	概要	課題	固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある	三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくく</u> 、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く</u> 、衛星系無線は <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>	市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い	地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ <u>県、市町、</u> 国や全国自治体と直接連絡可能	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>	消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く</u> 、衛星系無線は <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>	中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い
通信手段	種類	概要	課題																																																							
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある																																																							
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくいことから風水害に</u> 、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は <u>風水害に対し相対的に弱い</u>																																																							
市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い																																																							
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ <u>衛星系無線設置市町</u> が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い																																																							
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は <u>風水害に対し相対的に弱い</u>																																																							
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い																																																							
通信手段	種類	概要	課題																																																							
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある																																																							
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を <u>受けにくく</u> 、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く</u> 、衛星系無線は <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>																																																							
市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い																																																							
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ <u>県、市町、</u> 国や全国自治体と直接連絡可能	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>																																																							
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く</u> 、衛星系無線は <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>																																																							
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い																																																							

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧				新			
	三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される</li> <li>防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</li> </ul>	三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される</li> <li>防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に<del>レ</del><b>アラートを通して</b>提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</li> </ul>
	消防救急無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対し、相対的に弱い</li> </ul>	消防救急無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対し、相対的に弱い</li> </ul>
	衛星携帯電話	衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信インフラの整備されていない場所での通話が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>風水害に対し、相対的に弱い</b></li> <li>衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない</li> </ul>	衛星携帯電話	衛星通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信インフラの整備されていない場所での通話が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>雨雲等の影響を受けやすい</b></li> <li>衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない</li> </ul>
					<b>衛星インターネット通信機器</b>	衛星通信	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>通信インフラの整備されていない場所での高速・大容量のインターネットの利用が可能</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない</b></li> </ul>
220	<b>防災通信ネットワーク設置個所一覧表</b> （令和6年3月現在）				<b>防災通信ネットワーク設置個所一覧表</b> （令和7年3月現在）			
	種別等	設置個所数	設置場所等		種別等	設置個所数	設置場所等	
地上系設備	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面		中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面 <b>(中継塔)</b>	
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所		県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	
	市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）		市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）	
	消防本部	15	全消防本部		消防本部	15	全消防本部	
	警察関係	19	県警察本部、全警察署		警察関係	19	県警察本部、全警察署	

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ		旧		新			
医療関係*	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕			
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	
	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <u>ダイバーシティ社会推進課NPO班</u> 、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、下水道（北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川）	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <u>みえ県民交流センター</u> 、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、下水道（北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川）		
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点	
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	
	計	<u>168</u>		<u>携帯型及び車載型</u>	<u>13</u>	<u>県庁、県庁舎（10）、防災ヘリコプター管理事務所、三重大学（勢水丸）</u>	
	計	<u>181</u>		計	<u>181</u>		
	衛生系設備	県庁舎等	<u>11</u>	県庁、県庁舎（志摩以外9）、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	<u>12</u>	県庁、県庁舎（志摩以外9）、防災ヘリコプター管理事務所、 <u>消防学校</u>
		市町	31	全市町 <u>役場（防災担当課）</u>	市町	31	全市町、 <u>伊勢市防災センター、南伊勢病院</u>
		消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
		警察関係	1	県警察本部	警察関係	1	県警察本部
		医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
		県地域機関関係	<u>11</u>	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <u>広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）</u>	県地域機関関係	<u>5</u>	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道
		国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計		<u>79</u>		<u>可搬型</u>	<u>24</u>	<u>県庁（2）、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、防災ヘリコプター管理事務所、消防本部（15）</u>	
計	<u>98</u>		計	<u>98</u>			

ページ	旧	新																		
221	<p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 209 483 234">関係機関等名</th> <th data-bbox="483 209 880 234">通信手段</th> <th data-bbox="880 209 1050 234">代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 234 483 517">県災対本部</td> <td data-bbox="483 234 880 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul> </td> <td data-bbox="880 234 1050 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 517 483 748">地方部</td> <td data-bbox="483 517 880 748"> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul> </td> <td data-bbox="880 517 1050 748"> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	通信手段	代替手段等	県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>	<p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 209 1379 234">関係機関等名</th> <th data-bbox="1379 209 1776 234">情報共有手段</th> <th data-bbox="1776 209 1946 234">代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 234 1379 517">県災対本部</td> <td data-bbox="1379 234 1776 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li><u>衛星インターネット通信機器</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="1776 234 1946 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 517 1379 748">地方部</td> <td data-bbox="1379 517 1776 748"> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li><u>衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野）</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="1776 517 1946 748"> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li><u>衛星インターネット通信機器</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li><u>衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>
関係機関等名	通信手段	代替手段等																		
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																		
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li><u>衛星インターネット通信機器</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li><u>衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
225	<p>第4部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 通信途絶時の対応 また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、<u>地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請</u>により、連絡体制の確保を図る。</p>	<p>第4部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 通信途絶時の対応 また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、<u>県災対本部に対する緊急派遣チームの派遣の要請</u>により、連絡体制の確保を図る。</p>																		
242	<p>第4部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害情報の収集、分析、伝達 ③ 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊＜総務班、派遣班＞） 災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に緊急派遣チーム又は<u>地方部派遣チーム</u>を派遣もしくは増派する等により、情報収集体制の確保に努める。</p>	<p>第4部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害情報の収集、分析、伝達 ③ 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊＜総務班、派遣班＞） 災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に<u>県災対本部から</u>緊急派遣チーム又は<u>地方部から先遣隊</u>を派遣もしくは増派する等により、情報収集体制の確保に努める。</p>																		

ページ	旧	新
252	<p>第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、<b>避難の勧告又は指示</b>、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>⑦ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ⑧ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ⑨ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 ⑩ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑪ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑫ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、<b>避難指示</b>、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>
258	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において以下のとおり行う。 また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。 ア 緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き 災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。 イ 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。 (事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載)</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両<b>等</b>確認証明書及び確認標章の交付 緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。 緊急通行車両<b>等</b>確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において以下のとおり行う。 また、緊急通行車両<b>等</b>事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両<b>等</b>については優先して交付する。 ア 緊急通行車両<b>等</b>確認証明書及び<b>確認標章</b>の交付申請手続き 災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両<b>等</b>確認証明書<b>及び確認標章</b>の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両<b>等</b>確認証明書<b>及び確認標章</b>の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。 イ 緊急通行車両<b>等</b>確認証明書及び<b>確認標章</b>の交付 交付機関は緊急通行車両<b>等</b>の交付申請に基づき、緊急通行車両<b>等</b>確認証明書及び確認標章を交付する。 <b>(緊急通行車両等事前届出制度については、令和5年8月31日で廃止)</b></p>
260	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 &lt;中部地方整備局、近畿地方整備局の対策&gt; 1 状況の把握 道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 &lt;中部地方整備局、近畿地方整備局の対策&gt; 1 状況の把握 道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター、<b>無人航空機</b>等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。</p>

ページ	旧	新																
276	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 活動拠点の確保（総括部隊＜対策班＞） (1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、<b>三重県営鈴鹿スポーツガーデン</b>を代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。</p> <p><b>4 各活動の実施</b>（総括部隊＜対策班＞） 県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用にあたっては、<b>要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災状況等の調査及び情報収集活動</li> <li>② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送</li> <li>③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送</li> <li>④ 被災者等の救出</li> <li>⑤ 救援物資等の搬送</li> <li>⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動</li> <li>⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動</li> </ol>	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 活動拠点の確保（総括部隊＜対策班＞） (1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、<b>三重交通Gスポーツの杜鈴鹿</b>を代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。</p> <p><b>4 航空運用調整担当の設置</b>（総括部隊＜対策班＞） 航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</p> <p><b>5 ヘリコプター等の航空運用調整</b>（総括部隊＜対策班＞） ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。 ヘリコプターの運用にあたり、<b>県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</b></p> <p><b>【ヘリコプター等の活用例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災状況等の調査及び情報収集活動</li> <li>② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送</li> <li>③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送</li> <li>④ 被災者等の救出</li> <li>⑤ 救援物資等の搬送</li> <li>⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動</li> <li>⑦ <b>空中消火の実施</b></li> <li>⑧ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動</li> </ol>																
282	<p>第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災13） 【主担当部隊】：総括部隊（対策班） 保健医療部隊（<b>情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班</b>）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災13） 【主担当部隊】：総括部隊（対策班） 保健医療部隊（<b>総括班、医療活動支援・衛生班、健康危機管理支援班</b>）</p>																
282	<p>第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災13） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="246 1141 1075 1347"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・共有</td> <td>保健医療部隊 (<b>情報収集・分析班</b>)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>医療機関、医師会、保健所等、市町</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	医療情報の収集・共有	保健医療部隊 ( <b>情報収集・分析班</b> )	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町	<p>第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災13） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1142 1141 1971 1347"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・共有</td> <td>保健医療部隊 (<b>総括班</b>)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>医療機関、医師会、保健所等、市町</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	医療情報の収集・共有	保健医療部隊 ( <b>総括班</b> )	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)															
医療情報の収集・共有	保健医療部隊 ( <b>情報収集・分析班</b> )	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町															
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)															
医療情報の収集・共有	保健医療部隊 ( <b>総括班</b> )	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町															

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧				新			
	医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊（ <u>医療活動支援班</u> ）	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町	医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊（ <u>医療活動支援・衛生班</u> ）	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町
	医薬品等の確保	保健医療部隊（ <u>医療活動支援班</u> ）	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 （医薬品等備蓄所）	医薬品等の確保	保健医療部隊（ <u>医療活動支援・衛生班</u> ）	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 （医薬品等備蓄所）
	医療施設の応急復旧	保健医療部隊（ <u>医療活動支援班</u> ）	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報 （市町・医療機関）	医療施設の応急復旧	保健医療部隊（ <u>医療活動支援・衛生班</u> ）	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報 （市町・医療機関）
	保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊（ <u>情報収集・分析班</u> ）	【発災後3時間以内】 D H E A T の派遣が必要と見込まれたと時点	保健所	保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊（ <u>総括班</u> ）	【発災後3時間以内】 D H E A T の派遣が必要と見込まれたと時点	保健所
	※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。				※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。			
282	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 医療情報の収集・共有</p> <p>(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊&lt;<u>情報収集・分析班</u>&gt;） （略）</p> <p>(2) S C U の状況確認（保健医療部隊&lt;<u>情報収集・分析班</u>&gt;） （略）</p>				<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 医療情報の収集・共有</p> <p>(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊&lt;<u>総括班</u>&gt;） （略）</p> <p>(2) S C U の状況確認（保健医療部隊&lt;<u>総括班</u>&gt;） （略）</p>			

ページ	旧	新
283- 286	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) D M A T 派遣（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊&lt;対策班&gt;、保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>(4) S C U の設置及び運営（総括部隊&lt;対策班&gt;、保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;&lt;地方部保健所（保健所一部福祉事務所）&gt;） （略）</p> <p>(5) 透析患者の対応（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>(6) 精神保健支援・D P A T の派遣（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>(7) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>(8) 小児・周産期リエゾンの要請</b> 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</p> <p><b>ア 三重県小児・周産期リエゾンの招聘</b> 被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重小児・周産期リエゾンをも県災対本部保健医療部隊に招聘する。</p> <p><b>イ 他県との調整</b> 被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンは他都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。</p> <p>3 医薬品等の確保（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援班</a>&gt;） （略）</p> <p>5 保健医療福祉調整本部の機能の強化（保健医療部隊&lt;<a href="#">情報収集・分析班</a>&gt;） （略）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) D M A T 派遣（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊&lt;対策班&gt;、保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>(4) S C U の設置及び運営（総括部隊&lt;対策班&gt;、保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;&lt;地方部保健所（保健所一部福祉事務所）&gt;） （略）</p> <p>(5) 透析患者の対応（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>(6) 精神保健支援・D P A T の派遣（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>(7) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p><b>(8) 災害支援ナースの派遣（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;）</b> <b>ア 三重県災害支援ナースの派遣</b> 被災地において、看護支援活動の必要があるときは、知事は三重県災害支援ナースを派遣する。 <b>イ 他自治体災害支援ナースの派遣</b> 被害が甚大で、三重県災害支援ナースのみの対応では看護支援が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へ災害支援ナースの派遣を要請する。 <b>ウ 災害支援ナースの活動調整</b> 県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）において、県看護協会から派遣されたりエゾン等と連携し、災害支援ナースの活動調整を行う。 なお、災害支援ナースの派遣調整は県看護協会に委託することができる。</p> <p><b>(9) 災害時小児周産期リエゾンの要請</b> 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に招聘する災害時小児周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</p> <p><b>ア 三重県災害時小児周産期リエゾンの招聘</b> 被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重県災害時小児周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。</p> <p><b>イ 他県との調整</b> 被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、災害時小児周産期リエゾンは他都道府県の災害時小児周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。</p> <p>3 医薬品等の確保（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊&lt;<a href="#">医療活動支援・衛生班</a>&gt;） （略）</p> <p>5 保健医療福祉調整本部の機能の強化（保健医療部隊&lt;<a href="#">総括班</a>&gt;） （略）</p>



三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																																
297	<p>第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（第15） 【担当部隊】：保健医療部隊（<u>保健衛生班</u>） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（第15） 【担当部隊】：保健医療部隊（<u>健康危機管理支援班</u>） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）</p>																																																
297	<p>第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（第15） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="250 399 1075 1117"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等</td> <td>被災者支援部隊（避難者支援班）</td> <td>【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者への応急対策情報等の提供</td> <td>総括部隊（広聴広報班） 被災者支援部隊（避難者支援班）</td> <td>【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第</td> <td>・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td>避難所等への専門職員等の派遣</td> <td>保健医療部隊（<u>保健衛生班</u>） 被災者支援部隊（避難者支援班、ボランティア班）</td> <td>【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点</td> <td>・必要な支援の内容(市町&lt;避難所&gt;)</td> </tr> <tr> <td>市町からの要請に対する支援</td> <td>被災者支援部隊（避難者支援班）</td> <td>【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点</td> <td>・優先提供が必要な要配慮者情報(市町&lt;避難所&gt;)</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の要配慮者への優先提供</td> <td>被災者支援部隊（応急住宅班）</td> <td>【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点</td> <td>・優先提供が必要な要配慮者情報(市町&lt;避難所&gt;)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)	要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊（広聴広報班） 被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)	避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊（ <u>保健衛生班</u> ） 被災者支援部隊（避難者支援班、ボランティア班）	【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容(市町<避難所>)	市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)	公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊（応急住宅班）	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)	<p>第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（第15） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1146 399 1971 1117"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等</td> <td>被災者支援部隊（避難者支援班）</td> <td>【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者への応急対策情報等の提供</td> <td>総括部隊（広聴広報班） 被災者支援部隊（避難者支援班）</td> <td>【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第</td> <td>・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td>避難所等への専門職員等の派遣</td> <td>保健医療部隊（<u>健康危機管理支援班</u>） 被災者支援部隊（避難者支援班、ボランティア班）</td> <td>【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点</td> <td>・必要な支援の内容(市町&lt;避難所&gt;)</td> </tr> <tr> <td>市町からの要請に対する支援</td> <td>被災者支援部隊（避難者支援班）</td> <td>【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点</td> <td>・優先提供が必要な要配慮者情報(市町&lt;避難所&gt;)</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の要配慮者への優先提供</td> <td>被災者支援部隊（応急住宅班）</td> <td>【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点</td> <td>・優先提供が必要な要配慮者情報(市町&lt;避難所&gt;)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)	要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊（広聴広報班） 被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)	避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊（ <u>健康危機管理支援班</u> ） 被災者支援部隊（避難者支援班、ボランティア班）	【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容(市町<避難所>)	市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)	公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊（応急住宅班）	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)																																															
要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊（広聴広報班） 被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)																																															
避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊（ <u>保健衛生班</u> ） 被災者支援部隊（避難者支援班、ボランティア班）	【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容(市町<避難所>)																																															
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)																																															
公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊（応急住宅班）	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)																																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)																																															
要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊（広聴広報班） 被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)																																															
避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊（ <u>健康危機管理支援班</u> ） 被災者支援部隊（避難者支援班、ボランティア班）	【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容(市町<避難所>)																																															
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊（避難者支援班）	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)																																															
公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊（応急住宅班）	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町<避難所>)																																															
299	<p>第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（第15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 避難所等への保健師等の派遣（保健医療部隊&lt;<u>保健衛生班</u>&gt;、被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（第15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 避難所等への保健師等の派遣（保健医療部隊&lt;<u>健康危機管理支援班</u>&gt;、被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）</p>																																																

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
300	<p>第4部 発災後対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 第3項 対策 ■県が実施する対策 7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p>	<p>第4部 発災後対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 第3項 対策 ■県が実施する対策 7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。 <u>また、調整本部が確実に機能するよう、訓練等を重ねるなど配置調整等の受援調整業務を担う職員の育成を図る。</u></p>
306	<p>第4部 発災後の応急対策 第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 (4) 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞） 災害廃棄物の処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 (4) 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞） 災害廃棄物の処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。</p>
320-321	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第1節 避難所の運営（復旧3） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 4 避難所の運営 ⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。 ⑥ 帰宅困難者については、<u>交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。</u> ⑦ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 ⑧ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p> <p>5 要配慮者への対応 <u>高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事</u></p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第1節 避難所の運営（復旧3） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 4 避難所の運営 ⑤ <u>高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。</u> ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。 ⑦ 帰宅困難者については、<u>交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。</u> ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 ⑨ <u>ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救護物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。</u> ⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。 ⑪ <u>外国人向けに避難所において多言語標記または「やさしい日本語」の活用を努める。</u> ⑫ <u>避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。</u> (削除)</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
	<p><u>業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。</u></p>	
334	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第4節 給水活動（復旧6） 第3項 対策 2 市町による応急給水活動の調整 (1) 市町等による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊＜水道応援班＞） 「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。 ① 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。 ② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。 ③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第4節 給水活動（復旧6） 第3項 対策 2 市町による応急給水活動の調整 (1) 市町等による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊＜水道応援班＞） 「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。 ① 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。 ② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。 ③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。</p>
338	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第5節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊＜ボランティア班＞） (2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援 現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。 (3) 災害ボランティア活動への支援 ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第5節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊＜ボランティア班＞） (2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援 現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、県内<u>災害ボランティア</u>センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。 (3) 災害ボランティア活動への支援 ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制・<u>道路啓開</u>の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。<u>なお</u>、ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。</p>
340	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第5節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等） ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを<u>送り出す</u>とともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第5節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等） ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを<u>派遣する</u>とともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。</p>
341	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8） 【主担当部隊】：保健医療部隊（<u>保健衛生班</u>）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8） 【主担当部隊】：保健医療部隊（<u>医療活動支援・衛生班</u>）</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
348	<p>第5部 被災者支援・復旧対策                      第2章 避難者支援等の活動                      第8節 遺体の取扱い(旧10)                      第3項 対策                      2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊&lt;<u>情報収集・分析班、医療活動支援班</u>&gt;、警察部隊）                      （略）                      3 遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊&lt;<u>保健衛生班</u>&gt;、警察部隊）                      （略）                      4 広域火葬体制の確立（保健医療部隊&lt;<u>保健衛生班</u>&gt;、警察部隊）                      （略）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策                      第2章 避難者支援等の活動                      第8節 遺体の取扱い(旧10)                      第3項 対策                      2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊&lt;<u>総括班、医療活動支援・衛生班</u>&gt;、警察部隊）                      （略）                      3 遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊&lt;<u>医療活動支援・衛生班</u>&gt;、警察部隊）                      （略）                      4 広域火葬体制の確立（保健医療部隊&lt;<u>医療活動支援・衛生班</u>&gt;、警察部隊）                      （略）</p>
370	<p>第5部 被災者支援・復旧対策                      第4章 復旧に向けた対策                      第1節 廃棄物対策活動                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊&lt;廃棄物対策隊&gt;）                      (1) 処理体制  <u>市町において、対応が困難と判断される場合は、早期に災害廃棄物を処理する必要があることから、</u>                      県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。                      また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。                      県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策                      第4章 復旧に向けた対策                      第1節 廃棄物対策活動                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊&lt;廃棄物対策隊&gt;）                      (1) 処理体制  <u>大規模災害で被災市町のみでの処理が困難となる場合は、「県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、</u>  <u>市町の災害廃棄物処理の進捗管理を行う。</u>  <u>災害廃棄物は早期に処理する必要があることから、「県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が主体的</u>  <u>に災害廃棄物処理に関わる。</u>                      また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等に対し支援を要請する  <u>とともに、</u>県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請                      する。</p>
371	<p>第5部 被災者支援・復旧対策                      第4章 復旧に向けた対策                      第1節 廃棄物対策活動                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      4 災害廃棄物処理                      (1) 処理体制                      災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、<u>仮置場の設置等を行い</u>、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策                      第4章 復旧に向けた対策                      第1節 廃棄物対策活動                      第3項 対策                      ■市町が実施する対策                      4 災害廃棄物処理                      (1) 処理体制                      災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、<u>処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理のう</u>  <u>え、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。</u></p>

ページ	旧	新																																
373	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、<b>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、 <b>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会</b> )
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)																															
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)																															
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、 <b>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会</b> )																															
374	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 (3) 応急仮設住宅の建設(被災者支援部隊&lt;応急住宅班&gt;) 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。 応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。 応急仮設住宅への入居者は市町において決定する。<u>(要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。)</u> また、ペット対策として、市町は、飼主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 (3) 応急仮設住宅の建設(被災者支援部隊&lt;応急住宅班&gt;) 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、<b>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、</b>日本木造住宅産業協会、<b>日本ムービングハウス協会</b>と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。 応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、<b>浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、</b>適地の把握に努める。 応急仮設住宅への入居者は、<b>被災地域の住民の意向にも配慮しながら、</b>市町において決定する<b>なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</b> また、ペット対策として、市町は、飼主責任を基本とした同行避難を想定し、<b>ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、</b>応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>																																

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
375	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。 <u>入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。</u></p>
391	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧に係る支援措置 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第1項 活動方針 ○ 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。 ○ 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧に係る支援措置 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第1項 基本方針 ○ 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。 ○ 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。 <u>○ 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組みの整備に努める。</u></p>
391	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧に係る支援措置 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 1 被災者情報の収集と対応（防災対策部）</p> <p><u>(2) 罹災証明書の交付</u> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定調査や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図って名簿整理を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、調査・判定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。 あわせて、被災者生活再建支援法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧に係る支援措置 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 1 被災者情報の収集と対応（防災対策部） <u>(2) 住家被害認定調査の実施</u> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家額認定調査の実施について検討する。 県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市町の住家被害認定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。 <u>(3) 罹災証明書の交付</u> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 県は、罹災証明書の交付にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
416	<p>第6部 事故等による災害対策                      第1章 重大事故等対策                      第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 事故等発生時の対応                      (2) 活動体制の確立（防災対策部）                      航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、<u>船舶の沈没事故</u>等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに、県災対本部を設置した場合には、国（消防庁）へ報告する。                      また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策                      第1章 重大事故等対策                      第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 事故等発生時の対応                      (2) 活動体制の確立（防災対策部）                      航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに、県災対本部を設置した場合には、国（消防庁）へ報告する。                      また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。</p>
416	<p>第6部 事故等による災害対策                      第1章 重大事故等対策                      第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 事故等発生時の対応                      (3) 応急対策活動                      ① 災害情報の収集及び伝達                      県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）による情報収集を行う。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策                      第1章 重大事故等対策                      第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 事故等発生時の対応                      (3) 応急対策活動                      ① 災害情報の収集及び伝達                      県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）、<u>無人航空機</u>による情報収集を行う。</p>
426	<p>第6部 事故等による災害対策                      第1章 重大事故等対策                      第3節 海上災害への対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の件の措置                      (1) 災害情報の収集及び関係機関への連絡                      迅速的確な応急対策を実施するため「計画関係者共通事項等 1 情報の伝達」に定める情報伝達経路により、情報の収集及び関係機関等への伝達を行うほか、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策                      第1章 重大事故等対策                      第3節 海上災害への対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の件の措置                      (1) 災害情報の収集及び関係機関への連絡                      迅速的確な応急対策を実施するため「計画関係者共通事項等 1 情報の伝達」に定める情報伝達経路により、情報の収集及び関係機関等への伝達を行うほか、必要に応じてヘリコプター<u>や無人航空機等</u>による情報収集を行う。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
438	<p>第6部 事故等による災害対策                      第2章 火災対策                      第1節 大規模火災の対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 迅速かつ円滑な災害応急対策                      (1) 情報の収集・連絡調整                      ② ヘリコプター等による状況確認                      必要に応じ、防災ヘリコプター等による災害状況の確認を行う。                      (2) 消防活動（防災対策部）</p> <p>③ 自衛隊への災害派遣要請                      空中消火を実施するにあたり、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に規定する基準に準ずる。</p> <p>④ 広域航空消防応援の要請                      空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等の所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。                      なお、応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（三重県地域防災計画添付資料参照）による手続により行う。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策                      第2章 火災対策                      第1節 大規模火災の対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 迅速かつ円滑な災害応急対策                      (1) 情報の収集・連絡調整                      ② ヘリコプター等による状況確認                      必要に応じ、防災ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等による災害状況の確認を行う。                      (2) 消防活動（防災対策部）                      ③ <u>空中消火の実施</u>  <u>防災ヘリコプターにより空中消火を実施する。</u>                      ④ 自衛隊への災害派遣要請                      空中消火を実施するにあたり、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に規定する基準に準ずる。                      ⑤ 広域航空消防応援の要請                      空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等の所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。                      なお、応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（三重県地域防災計画添付資料参照）による手続により行う。</p>
446	<p>第6部 事故等による災害対策                      第2章 火災対策                      第2節 林野火災の対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 迅速かつ円滑な災害応急対策                      (1) 情報の収集・連絡調整                      ② ヘリコプター等による状況確認                      必要に応じ、防災ヘリコプター等による災害状況の確認を行う。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策                      第2章 火災対策                      第2節 林野火災の対策                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      2 迅速かつ円滑な災害応急対策                      (1) 情報の収集・連絡調整                      ② ヘリコプター等による状況確認                      必要に応じ、防災ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等による災害状況の確認を行う。</p>